

第Ⅱ部 令和4年度に講じた施策

第1章 新型コロナウイルス感染症の対応と観光の復活

第1節 国内交流の回復・新たな交流市場の開拓

1 国内需要の喚起・感染拡大防止の徹底

広域旅行や平日旅行を促進するため、交通付旅行商品の上限額引上げや、平日におけるクーポン額の上乗せなど、支援内容を充実させた上で、2022年（令和4年）10月から「全国旅行支援」を実施し、旅行需要全体の底上げを行った。また、観光関連事業者と連携して、「全国旅行支援」の開始にあわせて「平日にもう1泊」キャンペーンを実施し、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進に取り組んだ。さらに、宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底を要請した。加えて、マスク着用や手洗い、健康チェック等の旅行者の基本的な感染防止対策をまとめた「新しい旅のエチケット」について、最新の状況を踏まえた改定を2022年（令和4年）7月、12月、2023年（令和5年）3月にそれぞれ行うとともに、観光・交通事業者等と連携して、周知を図った。

2 新たな交流市場の開拓

ワーケーション等に関する企業の制度導入と地域の受入体制整備を支援するために、企業と地域を各30件選定し、ワーケーション等のモデル実証を行った。また、テレワークとワーケーションについて、好事例の収集・横展開、推進企業や地域のネットワーク化、各主体の取組の見える化等を進めるため、2023年（令和5年）2月に、テレワークやワーケーションの推進に賛同する企業、地域、関連団体、関連府省庁が参加する官民推進協議会を立ち上げ、今後の活動方針について議論した。さらに、地域との関係を深化させることで、継続した来訪をする「第2のふるさとづくり」（何度も通う旅、帰る旅）の普及・定着のため、2022年度（令和4年度）に、地域との関わりの創出、宿泊施設等での柔軟な滞在環境づくり、移動の足の確保などの地域づくりに必要な取組について検証を行うためのモデル実証を19地域で実施した。加えて、機運醸成のための情報発信や地域づくりに取り組む関係者の情報交換の場として「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を2022年（令和4年）12月に立ち上げた。

3 ユニバーサルツーリズムの推進

ユニバーサルツーリズムの推進に向けて、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定施設のモニターツアーを実施する等、情報発信に取り組んだ。また、認定対象施設について、「博物館法（昭和26年法律第285号）」上の登録博物館等を追加することとした。本認定制度の認定施設数は2023年（令和5年）3月までに580件となった。

第2節 観光産業の変革

1 観光産業の経営高度化

財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、PMS¹等のITシステムの活用など、宿泊業の高付加価値化に向けた経営を行うための指針を示すガイドラインを策定し、同ガイドラインを遵守する事業者について、滞在価値向上による消費額増加・再訪促進を図るための、生産性・収益力の向上、従業員の待遇改善に向けた経営（高付加価値経営）を行う宿泊施設として登録する制度を創設した。

2 観光産業の生産性向上

宿泊施設が核となり、地域の観光関連事業者等の連携を、DX²技術を活用することで実施し、地域全体で生産性・収益性向上を目指すための実証事業等を行った。また、宿泊業と異業種との連携等による新規サービス創出に係る実証事業を行った。さらに、新型コロナウイルス感染症による観光を取り巻く状況の変化により、観光人材育成の見直しが求められていること等を踏まえ、産学連携協議会を開催し、これからの時代に求められる観光人材の育成に向けて検討を行い、2023年（令和5年）3月に「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。

第3節 交流拡大により豊かさを実感できる地域の実現

1 観光地・観光産業の再生・高付加価値化

観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去などのハード面の取組に加え、キャッシュレス化や、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築などの観光

¹ Property Management System の略。ホテル管理システムのこと。

² Digital Transformation の略。

地における面的 DX 化によるソフト面の取組に対し、複数年度にわたる計画的・継続的な支援が可能となるよう制度を拡充した。

2 魅力ある観光地域とコンテンツ形成

地域の幅広い関係者の連携による、自然、食、生業等の地域独自の観光資源を活用した稼げる観光コンテンツの造成から販路開拓まで一貫した取組について、全国で計 1,300 件を支援した。また、観光地における消費機会の拡大や消費単価の向上、再来訪の促進を図るため、XR³やライブコマース等のデジタル技術と地域の観光資源の融合による新たな観光コンテンツの創出に取り組んだ。さらに、「将来にわたって国内外からの旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」では、14 件の事業について、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査やプラン作成を実施した。

3 観光 DX の推進

DX の推進により、消費機会の拡大や消費単価の向上等を通じた観光地経営の高度化を図るべく、デジタル技術を活用したリアルタイム性の高い情報発信による消費・周遊促進、旅行者の趣向・移動・消費データを用いたマーケティング等に関する実証実験（14 件）を実施し、先進モデルの創出に取り組んだ。また、観光地における DX 推進による課題解決に向けた検討を行うため、「観光 DX 推進のあり方に関する検討会」を 2022 年（令和 4 年）9 月に設置し、課題解決の方向性、将来ビジョン、KPI、ロードマップ等を取りまとめた。

4 観光地域づくり法人（DMO）の体制強化

観光地域づくり法人（DMO）の体制強化として、重点支援 DMO（インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む先駆的で意欲やポテンシャルの高い観光地域づくり法人）のうち 3 団体に対して専門家チームによる伴走支援を行い、その取組成果について横展開を図るため事例報告会を開催した。また、観光地域づくり法人全体の底上げのため、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」により、宿泊データ分析システムや顧客関係管理（CRM）アプリの活用等によるマーケティング能力向上、各種データを駆使した稼げる地域を実現する人材育成等を支援した。

5 持続可能な観光地域づくりの推進

全国 22 地域に対し、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D⁴）」に基づく地域の分析や地域の課題解決に資する実証事業等を通じたマネジメント体制の構築を行った。また、サステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けたナレッジ集を作成・公表するとともに、50 地域における観光コンテンツ等のモデル造成や、15 地域における体験に必要な施設改修及び物品の購入等を支援した。

第 4 節 国際交流の回復・質的な変革

1 安心・安全な旅行環境の整備

日本政府観光局のウェブサイトにおいて、訪日観光再開前から、訪日観光に関する新型コロナウイルス感染症関連情報を多言語で発信しており、段階的に緩和された我が国の水際対策に合わせて更新を行った。同ウェブサイトを通じて、入国までの情報（入国の流れや必要事項のチェックリスト）、緊急時の対応、感染対策（旅のエチケット、海外旅行保険）等の情報をユーザーにわかりやすく発信した。

2 国立公園満喫プロジェクト

インバウンド促進に資する国立公園等の滞在環境の向上に向けて、「国立公園満喫プロジェクト」の取組を全 34 国立公園に全国展開し、2022 年（令和 4 年）4 月に改正法が施行された「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」等による自然体験の促進、廃屋撤去等の景観改善、脱炭素化等の持続可能性向上、民間活力導入、ワーケーション環境整備等を行った。新たに、民間提案による高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力の向上の検討に着手した。

3 歴史的資源を活用した観光まちづくり

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースで設定された 200 地域での取組地域数を達成したため、新たに観光立国推進基本計画において、2025 年（令和 7 年）までの目標として「50 地域の面的取組展開地域」「300 地域の取組展開地域」の創出を目標値として設定した。また、歴史的資源等の保存・活用による観光振興・地方創生モデル事例の創出に加え、更なる高付加価値化及び経済・社会波及効果拡大

³ VR（仮想現実）、AR（拡張現実）等の総称。

⁴ Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

に向けたモデル事例の創出を目的として8地域に対し初動・伴走等の支援、さらに、城泊・寺泊・古民家泊の受入環境整備等の支援を13地域に対して行った。加えて、地域経済・社会・環境への影響を定量的に可視化するための指標及びその測定手法等を調査する有識者会議を行い、マニュアルを作成したほか、文化財等歴史的資源の活用促進に向けて事例調査及びナレッジ集をとりまとめた。

4 インバウンドの多様なニーズに対応した観光コンテンツの造成

文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行った。また、我が国がアートの拠点となるべく、2022年(令和4年)11月3日から6日にアートウィーク東京を開催し、海外からアート関係の要人やメディア関係者を招待するなど、国際的なプレゼンスを高める活動を行った。さらに、スポーツと旅行・観光を掛け合わせた「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大による地方創生・まちづくりを推進するため、「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れた、高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援した。加えて、農山漁村の活性化や所得向上を図るため、農泊に取り組む地域を2022年度(令和4年度)までに621地域採択し、地域における推進体制の構築や観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設の整備・改修等を一体的に支援した。また、UNWTO⁵(国連世界観光機関)駐日事務所と連携し、2022年(令和4年)12月にガストロノミーツーリズムに関する国際シンポジウムを開催した。さらに、日本産酒類海外展開支援事業により、酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定、他産業との連携に係る取組等を支援し、2023年(令和5年)3月末時点で105件の交付決定を行った。加えて、日本ならではのアドベンチャーツーリズムの更なる推進に向け、消費額増加、満足度向上とともに近年世界的に関心の高いサステナブルツーリズムにもつながる観光コンテンツの発掘・磨き上げ、コーディネーター・ガイド人材の育成・確保、ツアー・コンテンツ提供に必要な受入環境整備等を行った。また、10地域に対し、スノーリゾート形成に向けたアフタースキー、グリーンシーズンのコンテンツ造成等各種取組を支援した。

5 訪日外国人旅行者の誘致

日本政府観光局において、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた今後の取組の検討を進めたほか、重点市場等においてデジタルマーケティングを活用したきめ細かなプロモーションや、広域連携DMOをはじめとする地域との連携、新興市場である中東地域・メキシコでの取組を強化した。また、国際航空路線商談会への出展を通じて国際線運航再開に向けた働きかけを行った。さらに、国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援、CIQ⁶施設の整備の支援等を実施し、関係省庁が連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進した。

6 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり検討委員会」を開催し、アクションプランをとりまとめた。アクションプランに基づき訪日旅行での消費単価が高い高付加価値旅行者の誘客を見込める地域について公募を行い、有識者の審査の下、モデル観光地を11地域選定した。また、プライベートジェット専用動線の整備等の利用環境の改善を行った。

7 MICEの推進

ハイブリッド形式での国際会議等の実証事業を大・中・小の規模別に各10件、計30件実施した。また、地方都市への国際会議の誘致力強化のトレーニングにおいて、ハイブリッド開催に関するノウハウも含め提供するとともに、インセンティブ旅行の誘致支援として、2都市にトレーニング・コンサルティングを行い、2都市にてファミトリップ⁷を実施した。

8 IR整備の推進

IRについては、「特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)」に基づき、大阪府及び長崎県から、それぞれ、2022年(令和4年)4月27日に区域整備計画の認定申請がなされた。同申請以降、外部有識者から構成される審査委員会を20回開催し、審査を行った。また、IRに関する税制について、2023年度(令和5年度)税制改正項目として、カジノ所得の非課税措置等の法制化を行った。

9 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい

⁵ World Tourism Organization の略。

⁶ 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)の総称。

⁷ 海外旅行会社等の訪日旅行責任者、海外メディアの旅行ライターなどを自らの地域に招へいする視察旅行のこと。なお、同事業では海外からのインセンティブ旅行企画に関わる国内関係者による支援地域への視察旅行を実施した。

拠点となる屋外広場の整備や、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備、観光施設等における多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を支援した。また、先端的なサービスを提供するインバウンドベンチャーと地域の観光関係者とのマッチングを支援し、16 件成立した。さらに、税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、税関職員 68 人の増員、X 線検査装置等の取締・検査機器の配備を実施するとともに税関検査場電子申告ゲートの利用拡大に努めた。加えて、出入国審査業務の充実強化として、2022 年度（令和 4 年度）において入国審査官 55 人を増員したほか、空港施設の供用開始に伴い、成田国際空港第 3 ターミナル増築部分及び熊本空港新国際線ターミナルにおいて、審査端末機器の増配備を行った。

10 航空ネットワークの維持・強化

観光需要の回復・拡大に向けて航空ネットワークを維持・強化するため、航空・空港会社の設備投資等への支援を実施するとともに、航空イノベーションの推進や、首都圏空港の発着容量の年間約 100 万回への拡大に向けた成田国際空港の滑走路新設、羽田空港アクセス鉄道の基盤施設整備等のための取組を実施したほか、関西国際空港における第 1 ターミナル改修等による機能強化、中部国際空港における搭乗関連手続の円滑化に向けた取組の実施、福岡空港における滑走路・誘導路等整備などの取組を進めた。

11 クルーズ再興に向けた取組

国内クルーズについては、関係業界団体による国内クルーズ用のガイドラインについて新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じた改訂の支援を行った。また、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策を徹底した上でのクルーズの実施を促進した。国際クルーズについては、国内外の感染状況や水際対策の動向を踏まえつつ、関係者間で再開に向けた安全対策について検討を進め、2022 年（令和 4 年）11 月に国際クルーズ用のガイドラインが関係業界団体から公表された。その後、同年 12 月に日本船による国際クルーズの運航が再開し、2023 年（令和 5 年）3 月には外国船による国際クルーズの運航が再開された。また、クルーズ再興に向け、感染防止対策を含む旅客ターミナル等における受入環境整備や、クルーズ船社と寄港地の相互理解促進に資する取組等、ハード・ソフト両面にわたり支援した。

12 アウトバウンドの促進

ポストコロナにおけるアウトバウンドを促進するため、官民連携体制により、安全・安心な海外旅行の環境整備として、旅行安全情報共有プラットフォームを活用するほか、海外教育旅行について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた調査を行うとともに、普及・啓発活動として 2023 年（令和 5 年）2 月にシンポジウムを行った。

第2章 観光立国の実現に向けた観光施策

第1節 ポストコロナに向けた環境整備

1 観光地・観光産業

(1) ポストコロナを見据えた観光地・観光産業の再生

財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、PMS等のITシステムの活用等、宿泊業の高付加価値化に向けた経営を行うための指針を示すガイドラインを策定し、滞在価値向上による消費額増加・再訪促進を図るための、生産性・収益力の向上、従業員の待遇改善に向けた経営（高付加価値経営）を行う宿泊施設として登録する制度を創設した。

また、宿泊業における事業承継、経営改善等の好事例について調査を行い、調査結果を「宿泊業における事業承継・経営改善事例集」としてとりまとめ、宿泊業界及び金融業界に周知を行った。

(2) 宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域全体で生産性・収益力向上を図るため、宿泊施設が核となり、地域の観光関係事業者等と連携して行うDX技術を活用した実証事業について、2023年（令和5年）3月までに11地域で実施した。

また、宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発等に係る実証事業を行い、8件を支援した。

さらに、観光産業の即戦力となる実務人材の確保・育成を図るため、女性・就職氷河期世代等多様な人材が働きやすい環境づくりや、新たな働き方の提案、地域や事業経営の改善に向けたスキル向上に関する取組等、人材確保・育成の推進に取り組む4地域においてモデル事業を実施し、これらの取組で得られた知見を全国に展開した。

加えて、中小・小規模事業者自身がデジタル化の進捗度合いをスマホやPCで確認できる「みらデジ経営チェック」やその後の専門家による無料オンライン相談「みらデジリモート相談窓口」等、デジタル化を通じた中小・小規模事業者の課題解決を支援するための豊富なコンテンツを提供した。加えて、中小企業119専門家派遣事業等により、専門家を活用してその解決を支援した。

(3) DXの推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光地経営の高度化を図るべく、デジタル技術を活用したリアルタイム性の高い情報発信による消費・周遊促進、旅行者の趣向・移動・消費データを用いたマーケティング等に関する実証実験（14件）を実施し、先進モデルの創出に取り組んだ。また、観光地におけるDX推進による課題解決に向けた検討を行うため、「観光DX推進のあり方に関する検討会」を2022年（令和4年）9月に設置し、課題解決の方向性、将来ビジョン、KPI、ロードマップ等を取りまとめた。

(4) 産業界ニーズを踏まえた観光人材の育成・強化

a) トップレベルの経営人材の育成

産学連携による継続的な経営人材の育成に向けて、2022年度（令和4年度）も引き続き、トップレベルの経営人材育成に関する産学官連携の協議会を1回開催し、これからの観光産業における人材（スキル等）の課題、リカレント教育等について意見交換を実施した。また、その結果を観光庁ウェブサイトに掲載した。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

「ポストコロナ時代を支える観光人材育成に向けた産学連携協議会」を4回開催し、これまでの観光庁人材育成事業の効果検証も含め、トップレベルの経営人材のあり方や、これからの時代に求められる観光人材の育成に向けて検討を行い、観光人材育成のガイドラインを策定した。

観光分野を扱う専門職大学及び専門職短期大学が開学しており、専門職大学制度が更に広く社会において認知されるよう、2022年度（令和4年度）は、高校教員等が参加する会議等においてパンフレットを8回配付したほか、制度の説明を4回行った。また、3月にパンフレットを改定し、各都道府県の教育委員会等に配付した。

c) 即戦力となる実務人材確保・育成

観光産業の即戦力となる実務人材の確保・育成を図るため、女性・就職氷河期世代等多様な人材が働きやすい環境づくりや、新たな働き方の提案、地域や事業経営の改善に向けたスキルの向上に関する取組等、人材確保・育成の促進に取り組む4地域においてモデル事業を実施し、得られた知見を全国に展

開した。

また、宿泊業における外国人材の受入が円滑に進むよう、宿泊施設、外国人材を対象とした制度周知セミナー及びマッチング会を10回実施した。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例について、提案の受付を継続して行った。

e) 通訳ガイド制度の充実・強化

接遇力及び語学力に優れた全国通訳案内士を講師として各地域へ派遣し、地域の宿泊事業者、交通事業者等に対して研修を実施することで、地域のインバウンド対応能力の強化に取り組んだ。

また、訪日外国人旅行者の回復を見据え、美術・建築等の専門分野のガイド育成や高付加価値な観光体験サービス等の多様化・深度化する訪日外国人旅行者のニーズに対応するため、全国通訳案内士に対して研修実施等を行い、通訳ガイドの更なる質の向上に取り組んだ。

f) 観光に関する教育の充実に向けた取組

成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めることを目的とし、2地域・3校の高等学校で観光教育のモデル事業を実施した。

高等学校学習指導要領の必修教科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことなどを踏まえ、年に2回開催した各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図った。

(5) 観光地の面的な再生・高付加価値化及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供等

a) 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等による観光地再生に向けた地域計画の作成、同計画に基づく改修事業等について、2022年度(令和4年度)に138地域の支援を行った。

b) 旅館等のインバウンド対応の支援

旅館、ホテル等宿泊施設における訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上に関する取組への支援を2023年(令和5年)3月までに26件行った(費用の3分の1を補助(上限150万円))。

c) 宿泊施設等のバリアフリー化促進

高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を2023年(令和5年)3月までに64件行った(費用の2分の1を補助(上限500万円))。

d) 海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外の及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業並びに関連ソリューションを有するデジタル等企業の誘致、協業・連携促進活動を実施した。また、特にポテンシャルを有する地域への進出に向け、外国・外資系企業との協業・連携に意欲のある自治体、アカデミアや、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等のプレーヤーと連携し、43件の商談を行った。

(6) ユニバーサルデザインの推進

a) ユニバーサルツーリズム促進事業

心のバリアフリーについての理解を深めるため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の紹介動画や研修動画の作成・公表を行うとともに、モニターツアーを実施する等、情報発信に取り組んだ。また、認定対象施設について、「博物館法(昭和26年法律第285号)」上の登録博物館等を追加することについて結論を得た。

b) ユニバーサルデザインの街づくり

① ユニバーサルデザインの街づくりの推進

基本構想の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上以上の鉄軌道駅等について、原則全てバリアフリー化等の2025年度(令和7年度)末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、移動等円滑化に関する国民の理解と協力の一層の推進等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進した。

② 宿泊施設等のバリアフリー化促進

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(5)c)

③ 観光スポットのバリアフリー化促進

高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポットにおける段差の解消のために、エレベーターやスロープの設置等バリアフリー化を引き続き推進した。

④ 観光施設における心のバリアフリー認定制度

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、2023年(令和5年)3月までに580施設を認定した。

⑤ 観光地のバリアフリー情報提供の促進

バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイト等において「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進した。

⑥ 道路におけるバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づき指定された特定道路について、全ての人が円滑に移動できるよう、バリアフリー化を推進した。また、バリアフリー法に基づき、指定された特定道路等で鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について、重点支援を行った。

⑦ ユニバーサルデザインの街づくりに向けた道路標識改善

各都道府県の標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を推進した。

⑧ 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリースイッチ、車椅子利用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、及び車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進した。

⑨ 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

鉄道駅について、バリアフリー法に基づき、エレベーター、ホームドアをはじめとするバリアフリー化に向けた取組を推進するため、113件の事業を採択した。

⑩ 鉄道における車椅子利用環境改善

2020年(令和2年)8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」に基づき、車椅子対応座席等のウェブ予約の導入など車椅子利用環境改善に向けた取組を推進した。

⑪ バリアフリー化したタクシー車両の普及促進

バリアフリー法に基づく2025年度(令和7年度)末までの整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進した。特に、UD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて車両

の導入に係る費用の補助や、取得に係る減税措置といった支援を行った。

⑫ バス・タクシー車両のバリアフリー化促進

ノンステップバス、空港アクセスバス（リフト付きバス等）や UD（ユニバーサルデザイン）タクシーについて車両の導入に係る費用の補助や、取得に係る減税措置といった支援を行った。

⑬ 空港におけるバリアフリー化の推進

空港ビル等公共交通事業者に対し、2022 年（令和 4 年）10 月の空港施設 UD（ユニバーサルデザイン）セミナーを通じて、各空港ビルディングでのバリアフリー化の取組優良事例の周知を行った。

c) 高齢者、障害者等を対象とした交通事業者による接遇研修の実施促進

認知症の人に対する対応の際の留意点や新型コロナウイルス感染症のまん延を受けた「新しい生活様式」を踏まえた、交通事業者による接遇や研修の在り方の見直しを反映した「接遇研修モデルプログラム」の改訂版を 2022 年（令和 4 年）に策定し、国土交通省のウェブサイト等において公表・周知を行った。

d) 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化に向けた取組の推進

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレスなく自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、「ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」において新たに提言をとりまとめた。また、バリアフリー情報等の利活用拡大に向けて、自動走行ロボットとの親和性を確認するとともに、アイデアコンテストやシンポジウムを通じた移動支援サービスの普及を促進した。

e) 障害者による文化芸術活動の推進に関する取組

障害の有無等にかかわらず、全ての人が文化芸術に親しみ、才能や個性を生かして活躍することのできる共生社会の実現を目指し、障害者等による鑑賞、創造、発表等の文化芸術活動を推進する先導的・試行的な取組を支援するとともに、これまで蓄積された成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発・実施、支援人材育成に取り組んだ。

(7) キャッシュレス環境の改善

a) 海外発行カード対応 ATM 設置の取組

銀行（地方銀行含む）に対し、ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。

また、海外発行カード対応 ATM 設置の進捗に合わせて、最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト・アプリで引き続き提供した。

b) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

2021 年（令和 3 年）4 月に改正法が施行された「割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）」に規定するセキュリティ対策義務の実務上の指針である「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、決済代行業者をはじめとする、関係事業者の取組を促進するとともに、昨今のセキュリティ情勢を踏まえて、2023 年（令和 5 年）3 月に、同ガイドラインを改訂した。

(8) 通信環境の向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の向上

① 共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いた無料 Wi-Fi スポットの情報発信

訪日外国人旅行者に対し、わかりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカーの掲出を通じて、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料 Wi-Fi スポットの情報発信を行った。

② 通信環境全体の改善

日本政府観光局のウェブサイトを活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対するプリペイド SIM の最新の販売拠点の周知を図った。

また、訪日外国人旅行者の旅行中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏

まえ、引き続き、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等の観光地施設等において無料 Wi-Fi 等のインターネット利用環境の整備を促進した。

b) 多言語翻訳技術の高度化等の推進と多言語音声翻訳システムの更なる普及拡大

ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応した AI による多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に引き続き取り組んだ。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めた受入環境の面的整備を進めた。

c) 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るための受入環境整備

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備や、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備、観光施設等における多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を支援した。また、先端的なサービスを提供するインバウンドベンチャーと地域の観光関係者とのマッチングを支援し、16 件成立した。

d) 観光案内拠点の充実

訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所の案内機能の質の向上を目指し、「JNTO 認定外国人観光案内所の機能強化方策検討会」を 4 回開催した。また、その検討結果を踏まえ、日本政府観光局の外国人観光案内所の認定制度における基準を含む「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」の改定を行った。さらに、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AI チャットボットや多言語音声ガイド等の先進機能の整備やオンラインコンテンツ作成を支援した。

加えて、「道の駅」第 3 ステージとして、キャッシュレスの導入や外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得の取組を着実に推進した。

e) 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備、清潔等機能の向上を促進した。

f) 多様な宗教・食習慣を有する訪日外国人旅行者への対応

多様な宗教・食習慣を有する訪日外国人旅行者への情報発信を引き続き実施した。また、飲食・宿泊事業者や地方公共団体等に対しセミナーを 2023 年（令和 5 年）1 月に開催し、訪日外国人旅行者が安心して食事ができる環境の受入対応を促進した。

g) シェアサイクルの導入

第 13 回全国シェアサイクル会議を 2022 年（令和 4 年）12 月に開催し、地方公共団体や事業者へ情報発信を行うことにより、シェアサイクルの導入促進に努めた。

h) 「道の駅」の観光・防災拠点化等に向けた整備

観光や防災等の地域の拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進した。また、災害時には地域外の利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行った。

i) 受入環境向上に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者（3,546 人）を対象として、受入環境に関する不満・要望等について、対面式の調査・分析を行った。

j) 地域課題解決のためのスマートシティの推進

「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」について、2022 年（令和 4 年）6 月に合同審査会を実施した上で地方公共団体等 12 団体に交付決定を行い、各地域における都市 OS（データ連携基盤）⁸

⁸ 都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォームのこと。

を活用したスマートシティサービスの実装を推進した。また、各種講演等を通じて成果の情報発信及び水平展開を促した。

(9) 「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

社会資本整備総合交付金での重点配分対象とするなど、重点「道の駅」の支援を実施した。

b) 「道の駅」の6次産業化の促進

「道の駅」が「地方創生・観光を加速する拠点」となるよう、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用して行う商品の開発・販売等、「道の駅」における6次産業化の取組を促進した。

c) 「道の駅」の通信環境等の整備

「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法人(DMO)、「日本風景街道」等と連携する取組を促進することにより、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図った。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、引き続き、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を支援した。

(10) 日本の良好な治安等を体感できる環境整備

a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、全国の消防本部において円滑な運用を図った。緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう訓練等を継続的に実施し、三者通話に対応可能な通訳人の拡充を図った。

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するため、都道府県警察宛の通達等により、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の更なる促進を図ったほか、訪日外国人旅行者等の対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修や外国人への適切な対応に関する教養等の指導を実施した。

訪日外国人旅行者等が各種手続を円滑に行い、容易に必要な情報等を入手できる環境整備を図るため、遺失届・拾得物の受理時等に用いる届出関係書類への外国語併記等、外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供を実施した。

警察庁ウェブサイト(英語版)に掲載する我が国の警察に係る制度、活動等に関するコンテンツを拡充したほか、より伝わりやすい外国語表現の使用に努めるなど、外国語による情報発信の強化を図った。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省及び関係機関がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2022年度(令和4年度)も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図った。

さらに、国土交通省ウェブサイトにおいて、雨の状況や川の水位、カメラ映像等のリアルタイムな情報を英語表記で提供している「川の防災情報 英語版」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう運用した。

b) 救急活動時における多言語音声翻訳アプリの活用の促進

救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ⁹⁾」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行った。¹⁰⁾

⁹⁾ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリ。

¹⁰⁾ 2023年(令和5年)1月1日時点において、全国723消防本部中683本部導入(94.5%)。

c) 熱中症対策も含めた、救急車利用ガイド（多言語版）の提供

「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）¹¹」について、対応可能な言語が増え、活用の方がより一層広がったことから、各都道府県及び消防本部に対し積極的に広報を行うよう依頼するとともに、関係省庁等が連携し効果的な広報を実施した。

d) 外国人に対する災害情報の発信に関する取組

これまで関係省庁が進めてきた一連の取組について、外国人を雇用している企業、外国人が通う語学学校、国際交流関連団体、地方公共団体等において外国人向けに防災訓練、研修等を行う際に活用可能な資料を作成し、2022年（令和4年）5月に地方公共団体、一般財団法人自治体国際化協会、指定公共機関、出入国在留管理庁ウェブサイト等を通じて周知した。

e) 非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組強化

2020年度（令和2年度）に作成した観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応に活用できる用語集や、2021年度（令和3年度）に作成した観光危機管理計画・危機対応マニュアルを策定する実務者向け「観光危機管理計画等作成の「手引き」」について、地方公共団体や事業者等に対し、観光庁ウェブサイト等を通じて周知した。

f) 災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」において、今後取り組むべき施策として、自然災害や感染症が発生した際の被災者等の受入先を確保するため、平時における事前準備として、宿泊業界団体とも連携した、各地の宿泊業界団体と自治体との協定締結の促進についてとりまとめた。

g) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制及び情報提供の強化

「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、外国人等の消費の安全確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図った。

国民生活センター「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行い、2021年（令和3年）7月開設の専用ウェブサイト・チャットボットで情報提供を引き続き行った。

h) 外国人運転者にもわかりやすい道路標識の整備

2017年度（平成29年度）に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に併せて順次整備した。2022年度（令和4年度）末時点で、約202,000枚の規制標識「一時停止」に英語が併記されている。

i) スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図った。

(11) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

① 景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、景観改善推進事業の活用及び全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催した。また、「景観計画策定の手引き」や「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」等の周知・徹底を図った結果、2022年度（令和4年度）は新たに9市区町村で景観計画が、3都市で歴史的風致維持向上計画が策定された。

歴史的風致維持向上計画認定都市（90都市）のうち観光庁が指定する特定観光地を対象に、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建造物の外観修景に対して支援し、歴史的なまちなみ全体の質の向上を推進した。

¹¹ 2023年（令和5年）3月現在で、合計16言語への対応が可能となっている。

② 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかでの景観形成の促進

景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、まちなかウォークアブル推進事業等を活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出により、良好な景観形成を推進した。

③ 歴史まちづくり法の重点区域等での無電柱化の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、2021年（令和3年）5月に策定した無電柱化推進計画に基づき、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」（歴史まちづくり法）に基づく重点区域や「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づく重要伝統的建造物群保存地区等で無電柱化を推進した。

b) 国営公園の魅力的な景観等を活用した観光地の魅力向上

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや券売機の多言語化等の環境整備を行った。また、周辺観光資源と連携し、海外向けの情報発信等を行った。首里城の復元については、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、2022年（令和4年）11月に正殿の本体工事に着工し、2026年（令和8年）の復元に向けた取組を推進した。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用

① 森林景観を生かした観光資源の整備

国有林野にある「レクリエーションの森」のうち、御池ブナ平風致探勝林等における案内看板の多言語化、操山自然休養林等における歩道整備等の重点的な環境整備に取り組んだほか、奥久慈自然休養林等において誘導標識を整備し安全対策にも取り組んだ。また、「日本美しい森 お薦め国有林」の魅力をわかりやすく伝えるため、白金自然休養林等の見どころ等を林野庁ウェブサイトやYouTubeでの動画配信を通じて発信した。さらに、林野庁と国立公園を所管する環境省の連携事業により、フィールド整備やプロモーションを共同で実施するなど、保護と利用の促進を図った。

② 「日本風景街道」の取組等の推進

「日本風景街道」の取組を通じ、道路管理者と市民団体等が協働して、沿道景観を美しくする活動や、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域の拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組んだ。また、その魅力を伝える内容を関係省庁が連携してウェブサイトで発信し、認知度向上を図った。

③ 次世代自動車等の導入促進

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、環境性能に優れた次世代自動車等の導入を引き続き促進した。

④ 離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者や旅行者らが離島へ向かう流れを活性化するため、「離島活性化交付金」によりウェブサイト、SNS等を活用した離島の情報を発信する取組を実施する地方公共団体を継続的に支援した。また、半島地域については、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携した、地域資源や特性を生かした交流事業の実施等、地域間の交流促進等に向けた取組を支援するとともに、半島製品の発掘、販路拡大等のため、官民連携体制構築に必要な実証調査を行った。

d) 奄美群島及び小笠原諸島における観光産業等の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島では、世界自然遺産登録を踏まえた観光振興のため、航路・航空路線の旅行者を対象とした誘客・周遊促進事業及び奄美ー沖縄間の航路・航空路の特別運賃割引への支援を実施した。また、小笠原諸島では、父島二見港の岸壁改良等の港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、旅行者の実態・ニーズの調査等への支援を実施した。

e) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業

者によるオープンカフェや川床の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進した。

f) 明治記念大磯邸園の整備の推進

「明治150年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、明治記念大磯邸園の整備を推進した。2025年度（令和7年度）中の整備完了に向け、2022年度（令和4年度）は建物改修等を実施した。

(12) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 文化観光を推進するための受入環境整備

訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の受入環境整備に係る取組を支援した。

b) インバウンドを支える観光バス受入体制の強化

全国駐車場政策担当者会議（2023年（令和5年）3月）にて、観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について周知した。

c) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度（Park-PFI）¹²等の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進した。

d) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進した。

e) グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化に資する取組への支援

国際競争力の強化に向け、イノベーション創出に資するイベントの実施等に対し、2023年（令和5年）3月末時点で5件支援した。

f) 拠点駅及び周辺における統一的な案内サインの整備や市街地再開発等による都市空間形成への支援

地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者等に対し、統一的な案内サインの整備等に係る事例や支援制度について周知し、わかりやすく使いやすい歩行空間ネットワーク等の構築を促進した。

また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により、地域の観光の拠点となる商業施設等の整備や公共施設の整備による都市機能の更新を支援し、魅力ある都市空間の形成を促進した。

g) 地域の魅力の海外発信等

海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、東京都と地域のまちづくり団体の共同事業による、イノベーションの創出を目的とした情報発信の取組等に係る経費への一部補助を行った。

h) 道路空間と観光の連携の推進

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の普及を促進した。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進した。

(13) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

a) 地方における消費税免税店の拡大

2023年（令和5年）4月の免税購入対象者の明確化等に向け、各地方運輸局と連携した説明会の開催

¹² 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

及びDMの送付を実施するとともに、関係省庁のウェブサイトや業界団体を通じて、事業者等への必要な情報の周知広報に取り組んだ。

b) 伝統的工芸品等のインバウンド需要の獲得

経済産業省が一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業において、訪日外国人旅行者に向けた情報発信として、伝統的工芸品の映像を12本制作し、YouTube等を活用した海外に向けた産地プロモーションや産地情報の多言語化を支援した。

c) 保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで東京国際空港（羽田空港）及び成田国際空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が営業されてきたが、引き続き保税売店の市中展開の拡大に向け、保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図った。

2 交通機関

(1) 公共交通利用環境の革新

a) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

公共交通事業者等が実施する交通利用環境（訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応、新型コロナウイルス感染症予防対策等）の整備を推進した。

また、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）」（国際観光振興法）に基づき、観光庁長官が指定した899区間において公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を引き続き促進した。

b) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

① 鉄道におけるインターネット予約・チケットレス化の推進等

インターネット予約環境の一層の充実やスマートフォン等を使用した乗車決済環境の整備を促進し、東海道・山陽新幹線区間のインターネット予約環境が九州新幹線区間まで拡大された。

② 日本版MaaS¹³の推進

「日本版MaaS推進・支援事業」において公募を行い、6事業を選定し社会実装に向けた支援を実施したほか、公共交通機関のデータ化については14事業者、キャッシュレス化については14事業者、AIオンデマンド交通やシェアサイクル等、新型輸送サービスの導入については21事業者に対し支援を実施し、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備した。

③ バス系統ナンバリングの導入・改善促進

「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」について、事業者や地方公共団体等の関係者に周知を図った。

④ 世界水準のタクシーサービスの充実

訪日外国人旅行者が母国と同じようにタクシーを利用できるよう、多言語タブレットやキャッシュレス決済機器等の導入に対する支援を行った。また、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示や外国人対応タクシー乗り場・入港レーンの設置等、空港・主要駅での利用環境の向上を図った。

⑤ バリアフリー化したタクシー車両の普及促進

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(6)b)⑪

c) 手ぶら観光の推進

日本政府観光局と連携して手ぶら観光のウェブサイトをリニューアルすることで認知度向上を図る

¹³ あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステム。

とともに、手ぶら観光カウンターを2件新たに認定した。

d) 新幹線の大型荷物置場等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高い、移動時の大きな荷物の保管場所となる鉄道車両内の大型荷物置場について、訪日外国人旅行者の多い東海道・山陽新幹線におけるサービス提供の拡充を促進した。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ (FF-Data) の整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年(令和3年)データの作成に必要な調査が実施できなかったが、今後のデータ作成に向けて利用者ニーズの把握を行った。

f) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

多様化する訪日外国人旅行者の貸切バスによる移動ニーズに対応するため、臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行った上で、2024年(令和6年)3月末まで延長することとした。

また、貸切バスの安全・安心を確保するため、2016年(平成28年)の軽井沢スキーバス事故後に制定した85項目に及ぶ総合的な安全対策をフォローアップするとともに、2022年(令和4年)10月に発生した貸切バスの横転事故を踏まえ、下り坂における運転方法の指導を事業者に確実に行わせる等の対策を講じた。

g) トンネル施設における電波遮へい対策

携帯電話が利用できない鉄道トンネル等を解消するための「電波遮へい対策事業」について、新幹線トンネル2事業(北陸新幹線(延伸区間))及び在来線トンネル7事業(東海道本線、中央本線、呉線及び北陸本線)に交付を決定し、事業を開始した。また、九州新幹線西九州ルートでは、2022年(令和4年)9月23日の開業までに、全31トンネルにおける対策が完了し、携帯電話サービスの利用が可能となった。

(2) 「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

① 「ジャパン・レールパス」の購入環境整備

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、「ジャパン・レールパス」等、訪日外国人旅行者向けの共通企画乗車券について、利便性向上に向けた調査を行った。

② 日本版 MaaS の推進

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節2(1)b)②

③ バスタプロジェクトの推進

バスタプロジェクトの全国展開を推進した。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするよう、検討を進めた。

④ 道路案内標識における英語表記改善・看板の集約及びスマホとの連携

歩道に設置された道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点においてはほかの機関が設置する案内看板と連携した設置や、英語表記の改善・充実を図った。また、交通結節点や観光地等でのわかりやすい道案内の実現に向けて、看板及び歩行者案内標識の集約、二次元バーコードの貼付等による周辺施設案内の充実を図った。

道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図(2.5万分の1等)における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において、英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整した。

⑤ 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する交差点又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地

名称を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識が改善されるよう全国的に推進した。

⑥ 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

国家戦略特区区内において、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応するため、「自家用有償観光旅客等運送事業」の周知・活用を図った。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊定額パス

訪日外国人旅行者向け周遊パスについては、2020年（令和2年）4月より高速道路会社等において新規の申込受付を停止していたところ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2022年（令和4年）11月以降、順次再開した。

c) 高速道路の周遊定額パス

高速道路会社等において、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携した周遊パスの利用促進を図った。また、2022年（令和4年）11月から、周遊パスの平日のみの利用について、従来が平均約3割お得であるところ、合計で約4割お得となる拡充措置を実施した。

d) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービス

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、社会実装を実現した4か所の継続した運行を踏まえ、横展開に向けた事業のとりまとめを実施した。

e) 道路交通の安全対策等の推進

訪日外国人旅行者のレンタカー利用等による交通事故を削減するため、ETC2.0 データ¹⁴等のビッグデータを活用した事故対策に関する参考資料作成に向けた取組等を推進した。

f) レンタカー利用時における安全性及び利便性の向上

外国人運転者が利用する翻訳文作成業者に対して働きかけを行い、同社ウェブページに安全運転啓発動画を掲載した。

また、訪日外国人旅行者のレンタカー利用を促進するため、補助を行うことで事業者の多言語化対応等への取組を支援した（2022年度（令和4年度）補助実績 1,137万円）。

g) 北海道での観光列車の充実

前年に引き続き、2022年（令和4年）8月から9月にかけて、東急電鉄株式会社等の協力の下「THE ROYAL EXPRESS」が道内を運行した。

h) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

公共交通機関において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害等の非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での情報案内の強化、無料 Wi-Fi サービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実等に関する取組に対し、公共交通事業者等への支援を実施した。

i) 自家用有償旅客運送の活用

観光需要に対して自家用有償旅客運送による輸送が必要とされる地域において適正に活用されるよう、引き続き、ウェブサイト等において制度の周知を図った。

j) 北方領土隣接地域への新たな日常における旅行者誘客調査

OTA¹⁵のウェブサイトにて根室地域の観光情報や二次交通の情報を掲載した特集ページを作成し、情報発信を実施するとともにアウトドアのインフルエンサーを招請し、SNS 等においても情報発信を実施し、効果を検証した。

¹⁴ 車両の走行履歴データ及び挙動履歴データ。ETC2.0 車載器に蓄積され、車両が路側機の下を通過するときに吸い上げられる。

¹⁵ Online Travel Agent の略。インターネット上で取引を行う旅行会社。

また、同地域を訪問した観光客を対象としたアンケート調査や GPS データ分析を行い、訪問意向や移動経路、利用交通機関等を把握し、誘客効果について検証した。

k) 北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組

「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」(2023年(令和5年)3月末においては107機関が登録)において、スマートフォンアプリケーション(GPS機能)を活用し、2021年(令和3年)の北海道における道内居住者及び道外居住者の周遊・滞在状況を把握し、2019年(令和元年)及び2020年(令和2年)の状況と比較するなど、データの把握・共有・活用を実施することにより、国内旅行とインバウンドの受入環境整備・改善を推進した。

(3) 新幹線・空港における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供については、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、多言語(英語、中国語及び韓国語)により実施した。また、特に災害発生時には、その都度対応指針に沿った情報提供がなされるよう指導を行った。

さらに、空港については、「滞留者対応計画」を含む空港BCP¹⁶に基づき、空港関係者やアクセス事業者と連携し、多言語やSNS等による情報提供を含む災害時の対応を行った。加えて、空港BCPを実効性のあるものとするため、全国の95空港において、各種訓練等を2022年(令和4年)8月までに実施し、訓練や点検の実施状況等を確認、関係機関等で共有することで、空港BCPや訓練の見直しを推進した。

(4) 最新技術の導入等による防災気象情報の高度化

2022年(令和4年)6月に広域を対象とした線状降水帯による大雨の約半日前からの呼びかけを開始した。また、予測精度向上に向け、新たな水蒸気観測機器の整備や気象庁スーパーコンピュータシステムの機能強化等を行った。さらに、2023年(令和5年)2月に長周期地震動階級を緊急地震速報の発表基準に追加する等、防災気象情報を高度化した。

(5) 空港アクセスバス事業の実施地区の拡大

空港アクセスバスについては、2021年度(令和3年度)に実施した運賃設定の弾力化や、運行計画(ダイヤ)の提出期間の短縮等による手続簡素化により、引き続き空港アクセスの利便性向上を図った。

(6) 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

- a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進
【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(6)b)①
- b) バス・タクシー車両のバリアフリー化促進
【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(6)b)⑫
- c) 空港におけるバリアフリー化の推進
【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(6)b)⑬

3 文化財・国立公園

(1) 文化財等におけるわかりやすい多言語解説等の充実

文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援した。また、東京国立博物館において、高精細複製品やデジタル技術・映像等を用いた体験型展示「未来の博物館」を開設するなど、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する展示に取り組むとともに、多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、横展開に努めた。

(2) 国立公園等多言語解説等整備事業

訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、全34国立公園に加え国定公園及び長距離自

¹⁶ 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画(A2(Advanced/Airport)-BCP)。

然歩道等を対象に、国立公園等に関連する英語解説文を整備しつつ、ICT等の先進的技術を活用して展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行った。

4 農泊地域の拡大に向けた取組

農山漁村の活性化や所得向上を図るため、農泊に取り組む地域を2022年度（令和4年度）までに621地域採択し、地域における推進体制の構築や観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設の整備・改修等を一体的に支援した。

また、OTAのウェブサイトや農泊特設ページによる情報発信や農泊ガイドブックの制作、ツーリズムEXPO等への出展、旅行会社との商談会やモニターツアー等、国内外へのプロモーションを戦略的に実施した。

さらに、経営能力を高度化するための高付加価値、地域食材の利活用等のテーマ別研修や地域への専門家派遣を実施した。

第2節 地域の観光コンテンツの造成・磨き上げ

1 観光地・交通機関

(1) 観光コンテンツの開拓

a) 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した取組について、全国で計1,300件を支援した。

b) サステナブルな観光コンテンツ強化事業

サステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けたナレッジ集を作成し、2023年（令和5年）3月に公表するとともに、地域の観光コンテンツ等のモデル造成（50件）、体験に必要な施設改修及び物品等の購入補助（15件）を実施した。

c) アドベンチャーツーリズム推進事業

日本ならではのアドベンチャーツーリズムの更なる推進に向け、消費額増加、満足度向上とともに近年世界的に関心の高いサステナブルツーリズムにもつながる観光コンテンツの発掘・磨き上げ、コーディネーター・ガイド人材の育成・確保、ツアー・コンテンツ提供に必要な受入環境整備等を行った。

d) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

観光地域づくり法人（DMO）等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられたアフタースキーのコンテンツ造成、ICゲートシステムの導入、レストハウス等の改修・撤去等の事業について、10地域を支援した。また、有識者による委員会を3回実施し、支援の考え方の見直し等を行った。

e) DXの推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光地における消費機会の拡大や消費単価の向上、再来訪の促進を図るため、XRやライブコマース等のデジタル技術と地域の観光資源の融合による新たな観光コンテンツの創出に取り組んだ。

f) 地域観光資源の多言語解説整備支援事業

国宝（建造物）等が所在する15地域、国立公園6か所を含む21地域において、訪日外国人旅行者にとってわかりやすく魅力的な解説文を作成した。また、同事業を通じて蓄積された解説文作成に係るノウハウを横展開するため、多言語解説整備に携わる専門人材向け動画コンテンツを作成した。さらに、同事業で作成した英語解説文を元にした中国語解説文作成の支援も実施した。

g) はまツーリズム推進プロジェクトの推進

砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するために作成・公表しているナレッジ集（事例集）について、海岸利用に必要な手続の概要説明とワーケーションや海岸利用のルール等の先進事例を反映する等の充実を図った。

h) 官民連携した国内外・訪日旅行に関する情報発信及び旅行商品造成の取組

地域における魅力的な旅行商品造成を促進するため、観光庁、文化庁、スポーツ庁及び環境省の4省庁共催によるセミナーを2023年(令和5年)2月に開催した。同セミナーには、旅行業界及び観光資源を有する地域等の関係者も参加し、これからの観光のあり方について議論するとともに、「文化」、「スポーツ」、「自然」を掛け合わせた各地の先進的な取組について情報共有を行った。

i) インバウンド需要喚起のための株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)によるリスクマネー供給支援

大阪城公園内における劇場業種型の文化施設を整備し、伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援した。

j) 「海事観光」の推進

① マリンアクティビティ等の利用活性化に向けた取組

マリンレジャーの拠点である「海の駅」やボート関連イベント等において、クルージングの魅力やマリンチック街道の周知をするとともに、関係団体と連携して、クルージング等の体験機会提供の取組を推進した。

② 「海事観光」における情報発信の強化

全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」を活用し、地域別及びカテゴリ別に情報を集約するとともに、船旅と海の絶景を組み合わせる楽しみ海事観光のモデルプランを策定した。

また、「C to Sea プロジェクト」のSNS及び「海ココ」を活用し、海の絶景や船旅等の情報を発信した。

③ 船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が、観光旅行者に幅広く活用され、インバウンドの早期回復につながるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援した。

④ インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るため、「フォーマット」及び「簡易作成ツール」を改修するとともに、事業者がより簡便にフォーマットを作成できるよう「マニュアル」及び「仕様書」を改訂した。また、地方運輸局、業界団体等を通じてフェリー・旅客船事業者へ周知を行い、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」(2021年(令和3年)4月改訂)に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進した。

⑤ 新たなクルーズ様式に沿った安心できるクルーズ船の運航等を通じた地方創生

クルーズ船の安全・安心な運航を確保するため、業界団体が作成した国内クルーズ用のガイドラインについて、新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて二度の改訂支援等を行い、ウェブサイト公開したほか、地域産品を活用した新たな観光資源開発に向けたクルーズの商品造成を支援した。

k) 地域の医療・観光資源の活用

観光庁は厚生労働省と連携し、これまで造成した医療資源と地域の観光資源を組み合わせる滞在プラン等の販売に向けた支援を2地域にて実施した。また、地域の小規模な医療機関等への拡大可能性調査等、事業性を高め発展させるためのデスクトップ調査やヒアリングを実施した。

l) プロモーション等における民間事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者のみならず国内旅行者にとっても魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討するため、多様な観光関連事業者(宿泊施

設・観光地域づくり法人（DMO）、DX 関連事業者）や有識者へのヒアリングを実施した。

m) 訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりについては、広域周遊事業の専門家派遣事業を通じて、観光地域づくり法人（DMO）等と観光ベンチャーとのマッチングを支援した。

(2) スポーツツーリズムの推進、スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

日本政府観光局において、アウトドアスポーツ特設ページへ誘引するためのオンライン広告を実施した。また、2023年（令和5年）3月に宮崎にて、ゴルフツーリズムに特化した商談会への出展を行った。

「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れたスポーツによる地方創生・まちづくり推進のため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまちづくりを推進する「地域スポーツコミッション」の「質の向上」に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等を18件モデル的に支援するとともに、基盤となる人材の育成・確保の取組を推進した。

(3) スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

スポーツと旅行・観光を掛け合わせたスポーツツーリズム等を通じ交流人口の拡大による地方創生・まちづくりを推進するため、「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れた、高付加価値コンテンツの創出に向けた取組7件をモデル的に支援したほか、ポストコロナを見据えスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を積極的に推進した。

(4) クルーズ船受入の更なる拡充

2022年（令和4年）の訪日クルーズ旅客数はゼロ、我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数は、前年比71.4%増の720回となった（速報値）。クルーズを安心して楽しめる環境整備等、以下の取組を推進した。

a) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

国際クルーズ旅客受入機能高度化事業の公募を計5回行い、横浜港や神戸港等の計13港で屋根付き通路の設置や旅客上屋の改修、隔離施設の整備（感染防止対策）等を行う事業を採択した。

また、高松港におけるクルーズ船の安全な受入検討を行う取組を支援した。

b) 世界に誇る国際クルーズの拠点形成

下関港や那覇港等の「国際旅客船拠点形成港湾」において、岸壁等の整備を推進した。また、2022年（令和4年）6月に、国際旅客船拠点形成港湾を含む129港で衛生主管部局も参画する水際・防災対策連絡会議を開催し、ガイドライン等の周知徹底を図るなど、クルーズ船を安全・安心に受け入れられる体制の構築を図った。

c) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が、観光旅行者に幅広く活用され、インバウンドの早期回復につながるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援した。

瀬戸内海クルーズ推進会議や鹿児島・沖縄等のクルーズセミナーにおいて、寄港地となる地域の関係者等に対し、ツアー造成等に係る課題や今後の取組における取組の方向性の共有等を図った。また、2023年（令和5年）3月に世界最大規模のクルーズ国際見本市へ出展し、ラグジュアリークルーズを運航するクルーズ船社等に対し、瀬戸内海や南西諸島等の魅力をPRした。

d) クルーズを安心して楽しめる環境づくり

国内クルーズについては、関係業界団体による国内クルーズ用のガイドラインについて最新の知見に応じた改訂の支援を行った。また、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策を徹底した上でクルーズの実施を促進した。

国際クルーズについては、関係者間で再開に向けた安全対策について検討を進め、2022年（令和4年）11月に国際クルーズ用のガイドラインが関係業界団体から公表された。その後、同年12月に日本船による国際クルーズ、2023年（令和5年）3月には外国船による国際クルーズの運航が再開された。

さらに、クルーズ再興に向け、旅客ターミナル等における感染防止対策を含む受入環境整備や、クルーズ船社と寄港地の相互理解促進に資する取組等、ハード・ソフト両面にわたり支援した。

e) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズを安心して楽しめる環境をつくるための事業の公募を計5回行い、クルーズ船旅客と受入側の相互理解を深めるためのセミナーや特産品を主軸とした観光ツアーの造成等、18事業を採択した。

また、2022年度(令和4年度)は、みなとオアシスとして新たに3か所(伏木富山港、舞鶴港、佐世保港)の登録を実施した(2023年(令和5年)3月31日時点で157か所登録)。

f) クルーズ船受入の更なる拡充

日本政府観光局は、クルーズ関係者向けウェビナーを2022年(令和4年)6月に開催した。本ウェビナーでは、外航クルーズ再開に向けた機運醸成とパートナーシップ強化を図るための国内外の取組や、海外クルーズ市場の最新動向を情報発信した。また、オーストラリアにおいてクルーズ船社との共同セミナーを同年11月に、北米においてクルーズ船社と連携したセミナーを同年9月から2023年(令和5年)2月に11回、それぞれ開催した。

さらに、全国クルーズ活性化会議等と連携した商談会及びクルーズ船誘致のためのプロモーションを実施した。2022年(令和4年)9月にクルーズ国際見本市を視察、同年11月に北米最大級の国際見本市・商談会へ、2023年(令和5年)3月に世界最大規模のクルーズ国際見本市へ、それぞれ出展したほか、同年2月にはクルーズ船社及び船社と提携している旅行会社を寄港地プロモーションのため国内に招請した。

g) 大型のプレジャーボートの受入拡大に向けた検討

港湾管理者に対して我が国に寄港する大型のプレジャーボートの寄港状況を調査するとともに、寄港地における提供可能な港湾サービスの実態について有識者にヒアリングを行った。

h) 海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上

海洋周辺地域における訪日観光の魅力向上のための事業の公募を計5回行い、小型船による周遊ツアーの開催や多言語案内看板の設置等、12事業採択した。

(5) 観光関連ファンド等の活用

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)が地域金融機関等と連携して組成した「観光遺産産業化ファンド」や、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、旅館等の宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図った。

また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくり等に関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、観光地の再生・活性化を推進した。

(6) 国際的な芸術祭等の実施

芸術祭等について、国際的な認知度を向上させる取組を充実・発展させることで、我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成し、インバウンドの回復に資する総合的な取組を支援した。また、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等計24事業を支援した。

(7) 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

2022年度(令和4年度)に、地方版図柄入りナンバープレートは約12万件、全国版図柄入りナンバープレートは約32万件の申込みがあり、前者の寄付金は、6地域8事業で地域・観光振興等の推進に活用された。

また、地方版図柄入りナンバープレートの追加募集に対し、全国10地域から導入申込みがあった。

(8) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節2(2)h)

(9) サイクルツーリズムの推進

走行環境の整備やサイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等を官民が連携して

行うことにより、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外への PR 等を行い、サイクルツーリズムを推進した。

(10) 通訳案内士・ランドオペレーター等の質の向上等の推進

a) 通訳ガイド制度の充実・強化

通訳案内士の担い手確保と質の向上を図るため、語学や観光系の専門学校、大学等において全国通訳案内士による講演活動を実施し、業務や試験について情報発信した。また、通訳案内士の雇用機会の創出・拡大を図るため、「通訳案内士登録情報検索サービス」のシステムを改修し、通訳案内士と旅行事業者等とのマッチングの容易化に取り組んだ。

b) ランドオペレーター業務の適正化を図る制度の推進

2022 年（令和 4 年）4 月 1 日時点で、旅行サービス手配業者として 1,800 社の登録がなされている。旅行サービス手配業の登録制度の周知等を引き続き実施し、制度の適切な運用を図った。

c) 地域限定旅行業務取扱管理者

2018 年度（平成 30 年度）から開始された地域限定旅行業務取扱管理者試験は、2022 年（令和 4 年）9 月に 5 回目を実施し、これまでに 588 名が合格した。

(11) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) 自転車旅行者に使いやすい鉄道サービスの提供

日本政府観光局ポータルサイトにおいて、観光列車の魅力を情報発信するとともに、サイクルトレインの運行実施例を鉄道事業者に展開し導入を促進した。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

移動そのものを楽しむオープントップバス等について、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業により支援することで導入を促進した。

(12) 外国人患者の受入環境整備

a) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

2022 年度（令和 4 年度）も観光庁と厚生労働省が連携し、都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめたリスト」の選定を実施した（2022 年（令和 4 年）12 月末時点で全国で 2,135 か所、うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が 1,623 か所）。

また、厚生労働省の「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」による医療通訳者等の配置支援を 20 医療機関に実施するとともに、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に対して、拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行った。さらに、「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修事業」を 2023 年（令和 5 年）2 月にオンラインで開催し、274 人養成するなど外国人患者受入環境の整備を進めた。

加えて、地域の課題の協議を行う分野横断的な関係者による協議会や医療機関からの外国人患者の対応に関する相談に対応するワンストップ窓口の設置・運営を支援するとともに、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容を充実化し、2023 年（令和 5 年）2 月に改訂第 4.0 版を厚生労働省ウェブサイトにおいて公表した。さらに、医療機関が活用できるよう、2022 年（令和 4 年）4 月にウクライナ語無料電話医療通訳サービスを開始するなど、多言語対応への支援を更に進めた。

また、訪日外国人旅行者等の医療に関する情報をまとめたウェブサイトへの好事例インタビューの掲載等内容の充実と、受入環境の整備に有用な取組の周知を図った。さらに、3 つの団体に対し団体契約を通じた電話医療通訳の利用支援を行うなど、医療機関の多言語コミュニケーション対応を支援した。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

日本政府観光局ウェブサイトやアプリ等で「外国人患者を受け入れる医療機関」について情報提供を実施した。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者に日本政府観光局ウェブサイトや発地国のメディア等を通じて旅マエから保険加入の必要性を周知するとともに、入国時においても Visit Japan Web や空港でのポスター掲示等によって、関係省庁が連携し、海外旅行保険の加入促進を図った。

(13) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

各港のクルーズ船対応岸壁の整備を継続し、ポストコロナを見据えクルーズ船の受入再開に向けた環境整備を図った。また、「沖縄振興特別推進交付金」により、「外国人観光客受入体制強化事業」、「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」等を引き続き実施したほか、「沖縄振興特定事業推進費」により、「沖縄こどもの国拡充事業」等を実施した。さらに、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、観光客周遊拠点施設として「名護博物館」の整備を完了したほか、7事業に対し予算交付を決定した。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(11)e)

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を通じて、1県及び21市町村に対し、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在型プランの造成等を支援した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部地域では企画・造成したモニターツアーや旅行商品で未実施や規模縮小となったものもあるが、2023年度(令和5年度)以降への実施に向け協議を行った。

(14) 日本映画の海外発信

訪日外国人旅行者の増加に寄与するため、日本の魅力あるロケ地情報の多言語化や日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外における日本映画の特集上映の実施(2022年(令和4年)9月、同年12月、2023年(令和5年)2月に米国で開催)等を通じ、多様な作品の魅力を発信した。

2 国立公園

(1) 国立公園満喫プロジェクト

「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム2025」等に基づく取組を実施するとともに、34国立公園全体や国定公園への水平展開・底上げを図った。また、新たに2公園でステップアッププログラム2025を策定し、1公園で地域協議会を発足した。さらに、2022年(令和4年)4月に改正法が施行された「自然公園法(昭和32年法律第161号)」により新たに創設された自然体験活動促進計画・利用拠点整備改善計画制度について地方公共団体や関係団体等に周知や支援を行った。

加えて、民間提案による高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に取り組むこととし、「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会」を設置し、2023年(令和5年)1月から3月にかけて検討会を3回開催した。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

国立公園等における自然体験コンテンツの充実、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、人材の育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然環境保全コストの一部を利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等について、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施した。

b) 海外への情報発信強化

日本政府観光局グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法による分析結果を踏まえ、サイトの改善やコンテンツの更なる充実等を進め、戦略的に日本の国立公園の魅力を海外に情報発信した。

c) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進した。また、環境省と国有林を所管する林野庁の連携事業により、フィールド整備やプロモーションを共同で実施するなど、保護と利用の促進を図った。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国立公園に展開を図った。

(2) 国立公園等におけるワーケーションの推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化を図るため、国立・国立公園の利用拠点において、自然体験プログラム推進や、ワーケーション受入や自然との調和が図られた滞在環境の整備に係る事業について、162件を採択し、支援を行った。

(3) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 快適な利用の促進

国立公園において、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の実現に向け、魅力的な自然体験コンテンツの造成や上質な利用のための受入環境整備を推進するとともに、日本政府観光局グローバルサイト内に設置した国立公園ウェブサイトや SNS、2022 年度（令和 4 年度）に開催された旅行博等を活用しながら、国立公園の魅力やコンテンツ等について情報発信を行った。

b) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進

エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換等の支援を行うとともに、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成研修やアドバイザー派遣等による支援を行った。また、地域が実施するエコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組に対して交付金による支援を行った。

c) 自然公園等事業等

国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図るため、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供等を進めた。ビジターセンター等においては自然情報に加えて周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を行った。また、管理運営における民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を行った。

(4) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

2020 年（令和 2 年）7 月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、大画面の映像設備や展示ギャラリー、国立公園案内カウンター、物販設備等を活用して、新宿御苑の来園者に日本の国立公園の魅力を発信した。

(5) 利用拠点の滞在環境の上質化

国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施することにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図った。

(6) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化と VR 等を活用した展示の充実

国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者にわかりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加につなげるため、国立公園のビジターセンター等において、新たに 4 か所にデジタル技術を活用した展示を導入した。

3 古民家や城泊・寺泊等

(1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組について、関係省庁による支援等を通じて、地域の担い手の発掘や磨き上げ、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進するために、

以下の取組を実施した。

a) 人材支援・育成

① 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおいて、関係省庁が連携した情報共有、会議等での全国の地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等による情報共有を広く行った。歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口では、地域からの相談や要望に対応・ヒアリングを行い、専門家による現地視察やオンライン打合せ等の支援を行い、2023年（令和5年）3月までに、170件を超える案件の相談に応じた。また、地域の具体的な課題に合わせた情報提供や専門家からのアドバイス等によって地域ごとの熟度に応じた支援等を実施することで、新規地域の掘り起こしや、更なる面的な展開及び磨き上げを行った。さらに、地域への横展開を図るために既存事例は進捗を確認するなど、「歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集」を作成した。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくり

歴史的資源を活用した観光まちづくりに関連する専門人材・企業リストを更新し、相談へのよりきめ細やかな対応を進めた。また、課題を持つ農泊地域への専門家等の派遣事業について、2地域へ派遣し、地域人材の育成等を行った。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

① 地方公共団体等への情報発信

地方公共団体、地域金融機関等を対象としたセミナーや会議等を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進、資源の保存・活用の重要性・有用性について周知した。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）に対し、各省庁を通じて収集した情報により、活用する際の課題や障害を把握して、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図った。

③ 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトに掲載されている兵庫県丹波篠山市や愛媛県大洲市等の14事例を成功事例として情報提供を活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図った。

c) 古民家等の歴史的資源を活用した観光情報の発信

古民家等の歴史的資源を活用した宿泊施設等に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイトや動画配信等による情報発信を行った。

d) 金融・公的支援等の促進

① 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域金融機関との深度ある対話や金融機関に対する累次の要請等を通じて、金融機関による地域企業の真の経営課題の解決に資する方策の策定・実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供等の企業支援を更に促進した。また、全国地方銀行協会においても、地方銀行による古民家等の歴史的資源の活用支援事例46事例を紹介した（2023年（令和5年）1月時点）。

② 地域おこし協力隊

地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修を16回開催し、古民家等の活用による観光まちづくりを促すための応援制度の活用事例等について、周知を図った。

③ 地域のまちづくりに資するクラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業の普及促進
不動産特定共同事業におけるクラウドファンディングを活用したモデル事業を2件支援するなど、民間の資金・アイデアを活用した老朽・遊休不動産の再生の推進に向けた取組を実施した。

④ ローカル10,000プロジェクトによる支援

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」において、新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進した。

⑤ 重要伝統的建造物群保存地区における建造物の利活用に向けた整備等への支援

重要伝統的建造物群保存地区の建造物を次世代へ継承するため、2022年度（令和4年度）は126地区中106地区において適時適切な保存修理、防災施設整備、耐震対策、公開活用整備等に係る所有者等を支援した。また、修理等の機会を捉え、耐震対策の効率化や観光まちづくりに資する公開活用の充実にも取り組んだ。

⑥ 制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した連携推進チームによるワンストップ窓口において、2022年（令和4年）は金融・公的支援に関する相談が9件であり、必要な情報は専門家とともに整理・分析し、各関係省庁とも連携を図り対応・支援した。あわせて、各省庁と連携し、支援メニューの充実・更新を図った。

e) 既存の規制・制度の改革

① 用途変更許可運用の弾力化

開発許可制度における地域の実情に応じた用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国・地方公共団体が参画する担当者会議等において周知した。

② 消防用設備等の合理的な運用に関する考え方の周知

消防本部の担当者や事業者が集まる会議（オンライン開催含む）等の機会を活用して、古民家等に関する消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方等について周知した。

③ 規制及び制度の改善

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのワンストップ窓口にて、過去の規制・制度に関する相談に基づく弾力的運用事例をウェブサイト公表した。

(2) 歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

歴史的資源を活用した観光まちづくりは2020年（令和2年）までに200の取組展開を達成したが、更なる高付加価値化及び経済・社会波及効果拡大に向けたモデル事例の創出を目的として8地域に対し初動・伴走等の支援、また城泊・寺泊・古民家泊の受入環境整備等の支援を13地域に対して行った。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 健全な民泊サービスの普及

仲介業者の扱う住宅宿泊事業者の営業日数に関する自動集計システムを継続して運用し、違法民泊対策を進めることで、公正な市場の形成を図った。また、民泊サービスを通じた地域の活性化への寄与に向け、民泊の特性を活用した事例集をとりまとめ、民泊制度ポータルサイトにおいて広く周知を行うことにより、更なる健全な民泊サービスの普及を促進した。

b) 外国人滞在施設経営事業（特区民泊）の実施地域の拡大

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊において、2023年（令和5年）3月で8自治体（東京都大田区ほか）が3,404施設（10,182居室）を認定しており、認定数は、2022年（令和4年）3月時点と比較して、75施設（673居室）増加した。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の推進

容積率緩和制度を活用した宿泊施設の整備に取り組む自治体の相談等（6件）に対応した。

b) まちづくりファンド支援事業等

民間事業者による宿泊施設整備に対する支援として、民間都市開発推進機構において、2023年（令和5年）3月末時点で地域金融機関等とともに5件のまちづくりファンドを組成するとともに、共同型都市再構築業務により1件の金融支援を行った。

4 文化財

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行った。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を支援した。

b) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財等（建造物・美術工芸品）の適時適切な保存修理への支援とともに、防災施設整備や耐震対策を支援した。

また、文化財建造物については、文化財の解説板・情報機器の設置や展示、便益・管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組を支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図った。

さらに、修理現場・施設等の公開について、文化庁ウェブサイト等において広く情報を発信した。

c) 国指定等文化財等の公開のための施設設備の充実等

国宝・重要文化財建造物7件、登録有形文化財建造物18件、史跡名勝天然記念物1件において、公開のための施設整備の充実や美観向上を図る事業を支援した。また、重要文化財建造物等14件に対して、文化財の特性に応じた施設のバリアフリー化及び設備の充実等を支援した。

d) 学芸員等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の実施

全国各地の学芸員や館長等を対象とした文化をつなぐミュージアム研修、ミュージアムPR研修、ミュージアムトップマネジメント研修について、観光との連携に関するプログラムを取り入れて実施すること等により、文化財の適切な保存・活用とともに、文化財の魅力の促進・発信ができる人材を育成した。また、国立文化施設における、学芸員等を対象とした研修・講座について、国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修を実施し、国立美術館ではキュレーター研修を2021年（令和3年）よりも受入人数を増やして実施するとともに、全国の小・中・高等学校等の教員等を対象に「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施するなど、研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に資する取組を行った。

e) 「文化情報プラットフォーム」の活用による文化情報の発信

全国で取り込まれる文化イベントや文化施設等に関する情報を一元的に集約し、試行的に国内外に向けて情報発信するため構築に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、活用しやすいオープンデータの整備や通信社をはじめとしたメディア等との連携強化によるオープンデータの更なる活用を実証するとともに、文化情報の集約から活用までの民間自走化の可能性を探るための取組を実施し、国内外への持続的な発信力の強化を図った。

f) 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長

国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援やハンズオン展示、参加・体験型プログラム、講座やワークショップといった教育普及事業のオンライン配信等を推進した。国立新美術館では、「メトロポリタン美術館展」等で障がいのある方のための特別鑑賞会を実施したほか、ガイドスタッフによる対話鑑賞と工作で構成されるオンライン・ワークショップ「夏休み！こども美術館オンライン」を開催するなど、オンラ

インを利用したプログラムも実施した。東京国立博物館では、聴覚障害者、多言語、世代間コミュニケーションツールとしてのUDトークを講演会・オンライン配信を伴うワークショップで運用した。視覚障害者に対しては、引き続き「盲学校のためのスクールプログラム」の実施と、それに伴うボランティア研修や、本館19室において、「触知図」を使った対応、点字パンフレットの作成を行った。また、新たに感覚過敏の方たちのための取組を開始し、感覚刺激をマップ上に示す「センサリーマップ」を作成し、トーハクなび上に「休息コース」を設け、多様な来館者を対象とする教育普及事業のあり方について検討した。

さらに、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信に取り組み、国立科学博物館ではInstagramでのライブ配信を10回開催したほか、ICTを活用した新たな生活様式を踏まえた取組として、自宅にしながら博物館を楽しむことができる「かはくVR」の更新や開催した企画展や巡回展コンテンツの追加、学校現場の利用に即したVR活用方法の提示等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組み、その成果について必要に応じて助言した。加えて、国立工芸館では、高精細画像をもとにガイドスタッフと参加者の対話によって鑑賞を進める「工芸トークオンライン」を一般並びに未就学児を含む児童を対象として実施した。

また、地方館でも文化資源の魅力を伝えるため、国立博物館等において、地方館への収蔵品貸与の促進事業や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組み、国立文化財機構では国内の博物館等6機関に113件の文化財を貸与した(2022年(令和4年)12月末時点)。さらに、文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベースの構築・充実等を促進することにより、文化財が持つ魅力や価値を引き出すとともに、博物館に来訪できない人も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進した。

g) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携等

国立劇場各館では、2022年(令和4年)6月から12月にかけて、外国人のための歌舞伎等の鑑賞教室であるDiscover公演を計6回上演した。特に、同年10月に国立能楽堂で開催された「Discover NOH & KYOGEN」公演においては、6言語対応(日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語)による字幕表示を行い、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実に取り組んだ。また、東京国立近代美術館では、英語ファシリテータによる対話鑑賞・異文化交流プログラム「Let's Talk Art!」をオンラインで開催した(2023年(令和5年)1月末までの実績:28回、66名)。

(2) アートの国際拠点化

我が国のアートの発展につながる基盤整備として、「アートプラットフォーム事業」において、日本の現代アートに係る論文の翻訳・公開及び2冊の本を海外の大学出版社より刊行した。また、国内の美術館の収蔵品情報の可視化に向けた、全国美術館横断検索システムの整備において、商業ギャラリーの情報や過去の展覧会の情報を追加した。さらに、国内外の現代アートの専門家のワークショップを開催し、ネットワーク化の推進を図った。

我が国がアートの拠点となるべく、2022年(令和4年)11月3日から6日に国際的なアートカレンダーに載るイベントを目指したアートウィーク東京を開催し、海外からアート関係の要人やメディア関係者を招待するなど、国際的なプレゼンスを高める活動を行った。また、補助事業として、「優れた現代美術の国際発信促進事業」において、海外アートフェアに出展するギャラリーへの支援や海外で開催する国内作家の個展への支援等を実施した。

(3) 「日本博」の推進

「日本博」において、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間を通じた体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、多くの人々が自宅等でも日本文化の魅力を体感することができるよう、「バーチャル日本博」をはじめとするデジタルコンテンツを活用した発信の強化や戦略的プロモーションにより、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化等を図った。

(4) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

2019年(平成31年)4月に改正法が施行された「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」に基づき、文化財保存活用地域計画の作成を145件支援(2022年度(令和4年度)末時点:認定件数96件)す

るとともに、文化財保存活用地域計画等に基づいた観光拠点の形成への支援も 79 件行った。

(5) 国際的な芸術祭等の実施・我が国の文化の国際発信力の向上

芸術祭等について、訪日外国人旅行者も楽しめるコンテンツの充実や国際的集客力のあるアーティストの招へい等国際的な認知度を向上させる取組を充実・発展させることで、我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成し、インバウンドの回復に資する総合的な取組を支援した。また、地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化した。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性化

博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下における「新たな活動」に向けた文化施設の配信等の環境整備も支援した。また、芸術系大学等の資源を活用した文化芸術活動を担う人材の育成について、23 大学の事業を採択した。

(7) 地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点・地域の整備等

文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の支援・充実を図った。また、上質な観光サービスに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、適正な収益を生む持続可能な文化観光コンテンツの造成について 22 件を採択し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進した。

(8) 「地域ゆかりの文化資産」の地方展開促進による地域活性化

文化庁、国立博物館、三の丸尚蔵館等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用するとともに、訪日外国人観光客にもわかりやすい、多言語解説の作成や、製作したレプリカ等を使用した体験型展示等を通じ、各地域の歴史・文化・風土等の魅力を展示・発信する地方博物館等の取組に対し、事業費の一部を補助した（2022 年度（令和 4 年度）は 27 件を採択）。

また、補助事業者の文化観光分野における更なる取組推進のため、2022 年度（令和 4 年度）より成果報告会を実施した。成果報告会へは次年度以降同事業に関心のある事業者を招き、好事例を共有することで、次年度以降の事業成果の向上を図った。

(9) メディア芸術の創造・発信の強化

「第 25 回文化庁メディア芸術祭」受賞作品展を 2022 年（令和 4 年）9 月に開催し、特設ウェブサイトや SNS も活用し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信した。また、同年 6 月の「アヌシー国際アニメーション映画祭」等海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出展等を通じ、関連団体との連携を強化した。

(10) 文化庁の京都への移転

文化庁の京都移転について、2023 年（令和 5 年）3 月より京都において業務を開始した。

5 農林水産関係の地域資源

(1) 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録

伝統的な酒造り技術の次世代への継承・発展や、ユネスコ無形文化遺産登録への機運醸成を目的に、国内各地でシンポジウムを開催（2022 年（令和 4 年）5 月から 2023 年（令和 5 年）3 月に計 5 回）した。また、海外においても、2023 年（令和 5 年）2 月に、ユネスコ本部のあるフランス・パリで「伝統的酒造り」の認知度向上に向けた広報事業を実施した。

(2) 酒蔵ツーリズム推進

日本産酒類海外展開支援事業により、酒類事業者による酒蔵ツーリズムプラン策定、他産業との連携に係る取組等を支援し、2023 年（令和 5 年）3 月末時点で 105 件の交付決定を行った。

(3) 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の実施

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」第9回選定については、2022年(令和4年)11月に選定地区等を決定・公表し、同年12月に選定地区33地区の代表者及び選定個人4名を総理大臣官邸に招いて選定証授与式及び交流会を開催した。また、ウェブサイトやSNS等において、選定した優良事例の取組について全国に情報発信を行った。

(4) SAVOR JAPAN¹⁷ブランドの魅力発信

2022年(令和4年)12月に4地域(北海道網走市、愛知県田原市、広島県呉市及び熊本県阿蘇市)を「SAVOR JAPAN」認定地域として追加した。また、認定地域における食体験コンテンツの磨き上げを支援するとともに、食体験の高付加価値化や人材育成のためのセミナーを同年9月に、SAVOR JAPAN 全国大会を2023年(令和5年)1月に開催した。さらに、地域の食・食文化を中心とした農山漁村の魅力をバーチャルトリップ等で海外に発信した。

(5) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節4

(6) 「日本産食材サポーター店」を通じた日本食・日本産食材の需要喚起

2022年度(令和4年度)は、日本貿易振興機構(JETRO)による日本産食材サポーター店等と連携した日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを実施した。また、2023年(令和5年)3月末までに海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として約8,000店舗認定した。

(7) 世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産を活用した農山漁村地域の振興

世界農業遺産・日本農業遺産について、2022年(令和4年)9月に食関連イベント「FOOD STYLE Japan 2022」へ出展し、認定地域のブランド化を推進するとともに、農業遺産地域や関連する食品事業者を対象に地域資源の活用に向けた研修会を開催した。また、農業遺産地域の観光地としての魅力発信のため、観光素材をとりまとめるとともに、リーフレットを作成し、情報発信を行った。

(8) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

処理加工施設でのOJTによる人材育成、ジビエ未利用地域における処理加工施設の整備等を支援するとともに、ジビエプロモーション動画等の情報発信、ジビエフェアの開催(2022年(令和4年)11月から2023年(令和5年)2月、全国で約1,900店舗が参加)、ジビエ料理コンテスト(2022年(令和4年)12月表彰)の開催を通じて、ジビエの需要開拓及び拡大、食事メニューの開発等を促進した。

(9) 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業等

特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等による、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成について、13事業を採択し、食文化の魅力発信等の推進を図った。

(10) 歴史的資源を活用した観光まちづくり

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節3(1)a)②

6 公的施設・インフラ

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮(東京都港区)

ウェブサイトやSNS等を活用した広報を実施するとともに、天井絵画解説会や東衛舎の参観を含む前庭ガイドツアー等新たな特別企画や大学と連携したトークイベント、地域と連携したイベントを実施し、一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。また、迎賓館をユニークベニュー¹⁸として活用する「特別

¹⁷ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

¹⁸ 「ユニークベニュー(Unique Venue:特別な場所)」とは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間(庭園・公園、商

開館」を実施し、迎賓館の魅力を外内外に発信した。さらに、東衛舎における迎賓館赤坂離宮に関する資料の展示に向けた準備を行った。

b) 京都迎賓館（京都府京都市）

PR 動画やポスター等を活用した広報を実施するとともに、新たに供用を開始した清和院休憩所を活用して参観者の利便性を高めつつ通年で一般公開を実施した。また、通常は参観エリアとはしていない区域を公開するプレミアムガイドツアーや文化体験も盛り込みつつ貸切で行う特別ガイドツアー、夜間の公開を実施するなど、引き続き一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。

c) 総理大臣官邸（東京都千代田区）

「児童又は生徒を対象とする特別見学」を、官邸ウェブサイトにて募集、抽選により参加校を決定し、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施することとしていたが、2022年度（令和4年度）においても引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して実施しないこととした。

d) 皇居（東京都千代田区）

1回当たりの参観定員を500人から120人に縮小し、感染拡大防止策を講じた上で、土曜日の参観、事前予約及び当日受付を行い、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施した。

また、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの周知・活用を行った。

皇居乾通り一般公開については、春季は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を取りやめたが、秋季は感染症対策を講じて、2022年（令和4年）11月26日から12月4日の9日間（参入者数110,100人）実施した。

e) 皇居東御苑（東京都千代田区）

感染症対策を講じて、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施した。また、英語での対応が可能な職員の配置や6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの周知・活用を行い、訪日外国人旅行者等の利便性向上を図った。

さらに、皇居東御苑来訪者のアメニティ向上等を図るため、大手休憩所（仮称）の整備に向けて、設計業務に取りかかった。

f) 三の丸尚蔵館（東京都千代田区）

展示面積の拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の整備・建替を引き続き行った。また、国民文化祭の開催県である沖縄県を含む計5か所で特別展を開催するとともに、17か所の美術館・博物館に作品貸与を行うなど、収蔵品の公開拡充に努めた。

g) 京都御所（京都府京都市）

感染症対策を講じて、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写を行い、2023年（令和5年）3月に完成させるとともに、公開に向けた準備を実施した。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）

感染症対策を講じて、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施した。特に、桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2022年（令和4年）10月8日に実施した。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、引き続き桂離宮御殿の柿（こけら）葺屋根葺替等を実施した。

i) 御料牧場（栃木県塩谷郡高根沢町）

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民以外が参加できる見学会は実施の見通しがたらず、未実施となったが、2023年度（令和5年度）以降への実施に向け検討を行った。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場（埼玉県越谷市・千葉県市川市）

新型コロナウイルス感染症の影響により、前期（2022年（令和4年）6月及び9月）は見学会の実施を見合わせた。後期（2023年（令和5年）2月及び3月）は感染症対策を講じて、鴨場所在地である埼玉県（埼玉鴨場）及び千葉県（新浜鴨場）と協力し、地域住民以外が参加できる見学会をそれぞれ6回ずつ、合計12回実施した。

また、申込みの利便性向上のため、新たにメールによる受付を開始し、埼玉鴨場及び新浜鴨場の2か所とも応募できるよう規定を変更し、応募を受け付けた。

k) 信任状捧呈に係る馬車列

新型コロナウイルス感染症の影響により、馬車列ではなく自動車列により実施していたが、2023年（令和5年）3月8日から馬車列を再開したので、宮内庁及び日本政府観光局のウェブサイト等により周知した。

l) 造幣局本局（大阪府大阪市）

本局において、新たな見学コースの試行を2023年（令和5年）3月に実施した。また、造幣博物館及びさいたま博物館の休日開館（年末年始や展示品入替日等を除く。）を引き続き実施した。

m) 首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）

有料見学会（民間運営）について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催した。また、施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした有料の貸出（民間運営）を引き続き実施した。

n) 大本営地下壕跡（東京都新宿区）

市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学は事前予約制とし、見学者の満足度を高めるため防衛省のガイドが案内を実施した。また、施設の認知度を図るため防衛省ウェブサイトやSNSによる情報発信等を実施した。

o) 日本銀行（東京都中央区）

2022年度（令和4年度）においては、一時削減していた見学の定員を復元しつつ、新型コロナウイルス感染症対策（見学コース内の体験展示、日本銀行の政策や業務に関するレクチャー、予約不要の当日見学の中止等）を講じた見学を開催した。

(2) 灯台を活用した観光振興支援及びインフラツーリズムの推進

灯台記念日（11月1日）に合わせ、民間団体等と連携した灯台の一般公開等を行い、灯台が持つ歴史的・文化的価値を発信した。また、灯台の重要文化財への指定に向けた取組を推進し、2022年度（令和4年度）には、新たに5基が指定され、合計13基となった。

また、インフラツーリズムの拡大に向け、インフラツーリズム有識者懇談会を2回開催し、モデル地区における運営体制構築やガイド育成方策等の受入環境整備の検討を実施した。さらに、モデル地区での検証や全国の取組事例を踏まえ、「インフラツーリズム拡大の手引き」の改訂に向けた検討を実施した。

(3) 一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション

日本政府観光局のウェブサイトにて2022年（令和4年）9月23日に開通した西九州新幹線とその沿線の情報、海外から好反応のある日本のデザインマンホールの情報を追加した。また、これらの情報については、日本政府観光局の公式スマホアプリやSNSを通じて発信した。

(4) 国民公園の魅力向上

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長や入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用等を実施し、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化を発信する展示施設

を開館した。また、来園者のビジネスユース需要に対応するためのワーケーション環境整備に取り組んだ。皇居外苑については、駐日英国大使館の敷地だった半蔵門園地を皇居外苑の一部として活用するため整備を行った。また、濠水浄化を確実に実施し、豊かな自然と景観を創出した。京都御苑については、新たな利用拠点として、京都御苑情報館、近衛邸跡休憩所、清和院休憩所等が整備され、来訪者の利便性が高まった。さらに、京都御苑に関連する観光資源の詳細情報を整備し、アーカイブ構築に向けた取組を進めた。

第3節 地域支援と戦略的訪日プロモーション

(1) 観光地域づくり法人 (DMO) を核とする観光地域づくりの推進

a) 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人 (DMO) の育成・支援

観光地域づくり法人 (DMO) の形成・育成のため、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録及び更新を計 100 件行うとともに、観光地域づくり法人が行う着地整備等の取組に対し、「DMO ネット」を通じた関係府省庁による各種情報提供や「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」による支援など、関係府省庁が連携して総合的な支援を実施した。

また、重点支援 DMO (インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む先駆的で意欲やポテンシャルの高い観光地域づくり法人) が行う着地整備等の取組について伴走支援等の支援を実施した。

b) 観光地域づくり法人 (DMO) の財務体制強化

運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者 (CFO) の設置を要件とする「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、計 100 件の観光地域づくり法人 (DMO) の登録及び更新登録を行うとともに、2023 年 (令和 5 年) 3 月には持続可能な財源の確保等をテーマとした「DMO 全国会議」を開催し、全国の観光地域づくり法人に対して優良事例の横展開を行った。

c) 観光地域づくり法人 (DMO) における DX 推進

観光地域づくり法人 (DMO) が地域の観光事業者等との連携の下で宿泊施設等における観光客のデータを収集・分析し、戦略を策定することで、データに基づいた有効な取組を行うことが可能となる仕組みを、2020 年度 (令和 2 年度) 及び 2021 年度 (令和 3 年度) にモデル地域において構築した。その仕組みについて横展開を図るため、全国の観光地域づくり法人に対し顧客関係管理 (CRM) アプリの普及啓発を行った。また、観光地域づくり法人が中心となり地域が一体となって行う、データマネジメントプラットフォーム (DMP) 等を活用した分析や戦略策定を 4 件支援するとともに、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」による観光デジタル人材を含む 51 名の外部専門人材の登用の支援や OJT による人材育成の支援等、IT に加えマーケティング等のスキルを有する人材の登用・育成を支援した。さらに、ウェブサイト・SNS を活用した情報発信や旅行商品の OTA のウェブサイトへの掲載による流通環境整備の取組を 44 件支援した。

d) 人的支援

観光地域づくり法人 (DMO) への情報共有のための「DMO ネット」を活用し、全国の観光地域づくり法人に対して、持続可能な財源の確保等をテーマとした「DMO 全国会議」や、専門家チームによる伴走支援の取組成果について横展開を図る事例報告会、「観光地域づくり法人 (DMO) による観光地域マーケティングガイドブック」を活用したセミナー等の情報提供を実施するとともに、「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」において、中核人材の育成に資する研修等の受講支援を行った。また、観光地域づくり法人と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材登用の費用支援を実施した。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) を通じ、瀬戸内 7 県の広域連携 DMO と連携して、地銀 7 行と株式会社日本政策投資銀行 (DBJ) が運営する「せとうち観光活性化ファンド」に対して支援した。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成 19 年法律第 40 号)」に基づき、都道府県が承認する地域の特性を生かした地域経済牽引事業計画について、2023 年 (令和 5 年) 3 月までに累計 3,743 計画が承認されており、観光資源を生かして地域経済を牽引する事業についても、地域未来投資促進税制等により後押しした。

(2) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））と日本政府観光局の役割分担

「世界に誇る観光地を形成するための DMO 体制整備事業」において、51 名の外部専門人材の登用を支援し、観光地域づくり法人（DMO）が行う観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の取組を支援した。

また、日本政府観光局のウェブサイト等で、地域が作成したデジタルコンテンツを発信した。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人（DMO）の改革

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを推進するため、観光地域づくり法人（DMO）と外部専門人材のマッチングを支援する相談窓口を 2022 年（令和 4 年）6 月に設置し、観光地域づくり法人に対し、積極的に活用するよう周知した。また、JET プログラムを含む、観光地域づくり法人が活用できる関係府省庁の施策をまとめた「観光地域づくりに対する支援メニュー集」を年間で 3 回更新し、広く周知した。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

日本政府観光局のウェブサイト「地域インバウンド促進サイト」を通じ、最新の市場動向や国内のインバウンドの取組等を紹介するとともに、セミナー等により観光地域づくり法人（DMO）・地方公共団体に対する情報発信も行い、コンサルティングを実施した。

(3) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））への支援と地域間の連携強化

a) 観光地域づくり法人（DMO）間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、各地方運輸局を通じて観光地域づくり法人（DMO）を対象とした意見交換会を実施し、役割分担と連携を促進した。また、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、観光地域づくり法人が中心となり地域が一体となって行う調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を 121 件支援した。

b) 観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による「登録 DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施した。

また、「登録 DMO」と連携し、観光関連事業者へのリスクマネー供給を行うため、せとうち観光サステナブルファンドへの出資を決定した。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

重点支援 DMO（インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む先駆的で意欲やポテンシャルの高い観光地域づくり法人）のうち 3 団体に対して、専門家チームによる伴走支援を行い、その取組成果について横展開を図るため事例報告会を開催するとともに、2023 年（令和 5 年）3 月には持続可能な財源の確保等をテーマとした「DMO 全国会議」を開催した。これにより観光地域づくり法人間の連携を強めるとともに、観光地域づくり法人が抱える課題やこれに対する取組等の共有を図った。

(4) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光地域づくり法人（DMO）が中心となって行う、マーケティングを含めた調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、ウェブサイトの多言語化、旅行商品の OTA のウェブサイトへの掲載、地域のプロモーション等といった広域周遊観光促進のための取組に対して 121 件を支援した。

a) 広域周遊観光促進のための専門家派遣

国内外の旅行者の誘客促進に取り組む 75 団体の観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体に対し、59 名の専門家を延べ 533 日派遣し、観光資源の魅力向上をはじめ、ニーズに対応した助言・指導を実施することにより、国内外の旅行者の地方部への誘客を含む取組を促進した。

b) テーマ別観光による地方誘客事業

これまで蓄積してきたモデルケースの事例成果・ノウハウの横展開のために、地方誘客に向けた取組をウェブサイトで公表した。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構（JETRO）は、日本各地域の輸出産品及び産地の魅力を世界に発信するため、海外バイヤーとのオンライン商談会（30 バイヤー以上）、海外インフルエンサーによる SNS やイベントでの発信（国内 9 府県の産品を対象に実施）等のオンライン型事業を実施した。また、産品紹介映像の制作、海外でのデジタルマーケティング、ポップアップストア試験販売、SNS 等を活用した発信等を行った。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

全国 10 の地方ブロックで「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」が開催され、現状の課題等を共有するとともに、地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による受入環境整備等の取組及び成果についてとりまとめ、ウェブサイトを活用して公表し、横展開を行った。

e) ガーデンツーリズムの推進

2022 年（令和 4 年）4 月に新たに「わかやま庭園文化と歴史回遊」、「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊」、「花と暮らす恵庭の花めぐり」の 3 つのガーデンツーリズム計画の登録を行った。また、同年 6 月の全国都市緑化北海道フェア期間中にガーデンツーリズム全国会議を開催したほか、同年 9 月に登録団体を対象としたインバウンド誘致に関するセミナーを実施した。

(5) JAPAN ブランド育成支援等事業

地域中小企業者等の域外需要の獲得や地域経済の活性化を目的とし、中小企業者等が実施する海外展開やそれを見据えた全国展開のための新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を支援した。2022 年度（令和 4 年度）は 74 件の採択を行い、同事業を通じて中小企業者等の新たな市場の獲得を後押しした。

(6) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

日本貿易振興機構（JETRO）において、異業種連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、地域産品の海外展開を通じた産地のアピールを行った。

また、海外での地域産品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、バーチャルを含めた製造現場の視察や産品に触れる機会を設定した。

(7) 旅行業務取扱管理者確保事業

国家戦略特区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する「旅行業務取扱管理者確保事業」を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を推進した。同事業による特例を活用している秋田県仙北市において、引き続き、一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会が中心となり「着地型旅行商品」の企画・販売が実施された。

(8) 歴史的資源を活用した観光まちづくり

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりについて、関係省庁を通じて得た情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握した。また、その解決策については、取り組む意欲のある地域（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）の地方公共団体に情報提供することで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図った。

また、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトにおいて歴史的資源を活用する際の課題に対する解決策や観光まちづくり成功事例集を掲載することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図った。

(9) 地域おこし協力隊

【再掲】第Ⅱ部第 2 章第 2 節 3 (1) d) ②

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 戦略的な訪日プロモーションの取組

① 観光ブランドイメージの確立に向けたグローバルキャンペーンの展開

日本政府観光局は、2022年（令和4年）8月から12月にかけて、「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとしたグローバルキャンペーンについて、欧米豪地域向けオンライン広告を実施した。その結果、延べ約1.8億回の完全視聴¹⁹があり、キャンペーンサイトに約110万回のアクセスがあった。また、海外メディアを活用した番組を制作し、同年12月から2023年（令和5年）3月にかけて、放映・発信した。

② 現地PR会社等を活用した効果的なプロモーション事業の実施

日本政府観光局は、現地で影響力のあるメディアとのネットワークを拡充し、現地メディアでの番組放映及び記事掲載を行った。また、2022年（令和4年）5月31日から2023年（令和5年）3月10日にかけて、在日海外メディアに対する観光情報ニュースレターの発信及び国内視察ツアーを実施した。さらに、外国人有識者を活用し、関心の高いコンテンツを選定することで、現地目線のプロモーションを行った。

③ Japan Online Media Center の利活用の促進・強化

訪日需要喚起に資する情報提供及び情報発信を行うため、海外メディア、旅行会社、官公庁等向けのプラットフォームである「Japan Online Media Center」において、新たに画像・映像の掲載を行った。また、当サイトの利用促進のため、定期的にSNS（LinkedIn）からの誘導を図った。

④ メディア芸術の創造・発信の強化

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節4（9）

⑤ スポーツを含む着地・体験型プログラム情報の発信

日本政府観光局において、2022年（令和4年）2月に公開したアウトドアスポーツ特設ページへ誘引するためのオンライン広告を実施した。また、2023年（令和5年）3月に宮崎にて、ゴルフツーリズムに特化した商談会へ出展した。

⑥ ビジット・イースト・アジア・キャンペーン

「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の一環として、KTO（韓国観光公社）と連携して、オーストラリア市場から日本・韓国への需要回復に向けた旅行商品の造成・販売促進事業を支援した。2022年（令和4年）10月から同年11月の期間中両国を訪れるツアーについて、50組以上の予約が成立した。また、2022年度（令和4年度）に日本で開催予定であった日中韓観光大臣会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により2023年度（令和5年度）以降に延期することとした。

⑦ アジアにおける大規模キャンペーンの推進

アジア10市場（韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム）からの地方誘客を促進するため、日本全国の体験型コンテンツを集めた特設ウェブサイトを拡充し、同サイトへの誘引広告を行った。また、2022年（令和4年）11月以降、オンライン旅行会社と連携した販売促進プロモーションやインフルエンサーの招請等を実施した。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

各大会組織委員会及び関係府省庁と連携し、大規模国際競技大会の招致や開催準備に向けた支援に取り組んだ。

2022年（令和4年）4月には、第5回アジアパラ競技大会の愛知・名古屋での開催が決定した。また、同年7月には2025年世界陸上競技選手権大会、9月には第25回夏季デフリンピック競技大会の東京での開催が決定した。

¹⁹ 動画を完全に視聴すること。

c) 日本政府観光局と日本貿易振興機構（JETRO）等との連携の促進

日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局等が連携し、業界団体等と幅広く協力し、オンラインも活用してクールジャパン及びビジット・ジャパンのプロモーションを実施した。また、更なる連携のため、2022年（令和4年）12月に、日本政府観光局、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）が、インバウンド観光と農林水産物・食品の輸出を相乗的に拡大するための覚書を締結した。

d) 今後の訪日観光再開に向けた実証事業の実施

訪日観光の再開に向けて、2022年（令和4年）5月に感染防止策、緊急時の対応等を検証するための実証事業を実施した。

また、日本政府観光局のウェブサイトにおいて、訪日観光に関する新型コロナウイルス感染症関連情報を多言語で発信した。

e) スノープロモーション事業

日本政府観光局は、スキー及びスノーボードの特設サイトに誘引するため、2022年（令和4年）9月12日から2023年（令和5年）2月28日にかけて、米豪市場においてオンライン広告を実施した。また、オーストラリア市場では、スノーツーリズムに特化した一般消費者向け旅行博「Snow Travel Expo」に出展（2022年（令和4年）5月15日メルボルン、22日シドニー）した。同旅行博には、日本政府観光局のほか多くの自治体等も出展し、一体感あるプロモーションを行った。

さらに、中国市場においては、北京冬季五輪を契機に今後もウィンタースポーツ市場の拡大が期待されることから、2022年（令和4年）9月に北京で開催された「WORLD WINTER SPORTS (BEIJING) EXPO 2022」に日本政府観光局が出展し、日本政府観光局を含む日本ブースには約25,000人が来場した。

f) 日本政府観光局における市場調査

日本政府観光局において2021年（令和3年）に実施した重点市場を対象とした基礎調査や重点的にプロモーションを行うターゲット層の深掘り調査の結果分析を行い、観光庁・日本政府観光局で訪日マーケティング戦略の検討を進めたほか、基礎調査の分析概要を2022年（令和4年）4月にウェブサイト等で公表した。

g) 日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

日本政府観光局において、高付加価値旅行者獲得のための戦略立案・事業実施・人材育成等に関して実践的な助言を得るべく、国内外の有識者をアドバイザーとして登用するとともに、2022年度（令和4年度）に新たに成都事務所を開設するなど、プロモーションの推進強化に向けた基盤整備を進めた。

h) eラーニングの実施

日本政府観光局は、海外の旅行代理店販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのeラーニングウェブサイトの運営を、11か国1地域（米国・オーストラリア・カナダ・英国・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン・インド・インドネシア・オランダ・北欧地域）において実施した。

i) 訪日外国人旅行者の意見分析や調査の実施等による満足度向上

2022年（令和4年）4月よりウェブサイト上で中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の「訪日観光意見箱」を運用したが、新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人旅行者数激減のため、意見は投稿されず、十分な意見収集や分析ができなかった。

j) 重点市場からの誘客促進に向けたプロモーション事業等の実施

重点市場において、新型コロナウイルス感染症の影響下における旅行需要の変化や出入国規制の状況等を踏まえ、機動的にプロモーションを展開した。特に水際措置の緩和を受け、訪日外国人旅行者の個人旅行の解禁やビザ免除措置の再開等の情報発信を強化したほか、誘客のための航空会社・旅行会社との共同プロモーションを展開した。また、準重点市場（ブラジル、ニュージーランド、オランダ、スイス等）において、市場動向の把握に努めるとともに、ウェブサイトやSNSを中心に訪日観光情報を発信

した。さらに、2022年（令和4年）12月に中国内陸部へのプロモーション拠点となる日本政府観光局成都事務所を開設した。

k) ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心に合わせた情報の発信（デジタルマーケティングの強化）

ユーザー個別の興味・嗜好や閲覧動向、現在閲覧しているページをもとに、おすすめのコテンツをランダムに表示するレコメンドエンジンを活用し、訪日意欲が促進されるようサイトの回遊性を図った。

また、ウェブサイトの閲覧や検索の動向、SNSでの反応、スマートフォン向けアプリの利用履歴、外部ビッグデータを活用した分析や、分析データを活用できる環境整備を実施した。

l) SNS等を活用したプロモーションの高度化

タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、インド、オーストラリア、カナダ、メキシコ、英国、トルコ市場等において、在日インフルエンサーを含め、インフルエンサーを招請し、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する招請事業を実施した。

また、在外公館において、運用している574のSNSアカウントを活用して、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史・トレンド等）のコテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コテンツを発信し、日本への関心・理解の拡大を図った。この結果、2022年度（令和4年度）には、在外公館において運用しているSNSアカウント・フォロワー総数は対前年比8.8%増加した。

(11) アドベンチャーツーリズムの推進

日本政府観光局において、アドベンチャーツーリズム（AT）ウェブサイトの情報拡充、AT業界のネットワークイベントへの参加に加え、動画制作やBtoC向け情報発信を行い、日本のATの魅力を発信するための総合的なプロモーションを実施した。また、欧米豪市場のAT旅行会社や旅行者に関する調査事業を実施し、販路開拓のためのターゲットを明確化した。

(12) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) 上質な観光サービスを求める訪日外国人旅行者の誘致促進

今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、消費額増加、地方への誘客をより重視するという観点から、訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の地方への誘客を促進するため、モデル観光地を11地域選定した。

b) 高付加価値旅行者層向けのインバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

日本政府観光局は、高付加価値旅行の国内事業者同士の連携を深めるため、同事業者に対するコンサルティングを行った。また、2022年（令和4年）10月に高付加価値旅行者向けコテンツを対象にした商談会をオンラインで実施した。

c) 戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」事業

ジャパン・ハウス3拠点（サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス）で、地域の魅力を発信する展示やイベント等を実施した。例えばロンドンでは、伝統工芸品や木工職人の技術を通じて飛騨を紹介する「飛騨の匠」展を、また、ロサンゼルスとサンパウロでは、ラーメンの器をテーマに「The Art of the Ramen Bowl」展を開催し、陶磁器の産地である美濃を紹介した。

d) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

① 地方の魅力発信セミナー・地方視察ツアー

2022年（令和4年）10月、外務省と4つの地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して各地方の施策、地場産品・観光資源等を紹介するセミナーを都内で実施し、約60名の参加を得た。また、外務省と地方公共団体との共催で実施する駐日外交団による地方視察ツアーについて、神奈川県横浜市（同年4月）、熊本県熊本市（同年9月）、新潟県・長岡市・小千谷市（同年11月）、滋賀県（同月）、福島県（同月）で計5件実施し、参加外交団は各地方が誇る豊かな自然や文化施設、産業施設等を訪れた。

② 地域の魅力海外発信支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、人的往来が限定的な中でも日本の地域の魅力を体感できるよう、2022年（令和4年）7月から2023年（令和5年）3月にかけてSNSを活用し、中国及び香港にて日本の地域の魅力に関する情報発信を実施した。具体的には、中国において日中国交正常化50周年に関連したイベントへのインフルエンサーの派遣、日本の自治体のPR動画の作成・配信、香港では、ブックフェアにて東北の復興PRを行った。

③ 地方創生支援・飯倉公館活用対外発信事業

2022年（令和4年）7月、外務大臣と福島県知事の共催で八芳園²⁰において、また、2023年（令和5年）3月、外務大臣と栃木県知事の共催で外務省飯倉公館において、駐日外交団等を対象としたレセプションを実施した。同レセプションにはそれぞれ約140名、約190名が参加し、各県が誇る食をはじめとする特産品、伝統芸能、伝統工芸、観光地等多様な魅力を発信した。

④ 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館では、2022年度（令和4年度）に「大阪城における四季～大阪・ミラノ姉妹都市40周年日伊友好写真展～」(10月、イタリア)、「アジアンビート FUKUOKA 祭り IN ベトナム」(11月、ベトナム)等の地方の魅力発信に特化した事業を計14件実施した。

また、国際交流基金(JF)を通じて、新型コロナウイルス感染症への十分な安全対策を講じた上で、日本文化紹介事業や巡回展等を実施し、広く日本の美術や文化を国内外へ紹介するオリジナル・ビデオのポータルサイト「Doors to Arts of Japan」等や地域社会と深く結びつきながら多様な日本映画の秀作を上映している地方都市の「ミニシアター」に焦点を当てた特集配信事業「JFF+ INDEPENDENT CINEMA」等、オンラインを活用した日本文化や日本各地の多様な魅力紹介にも努めた。

2022年（令和4年）もJFと日本政府観光局が連携して様々な事業を実施した。具体的には、上述の「JFF+ INDEPENDENT CINEMA」において、映画を通じて舞台となった地域の魅力を発信したほか、JF事業「日本映画祭」について日本政府観光局のマレーシア・オーストラリア・韓国等の海外事務所のFacebookより事前広報、並びにオープニングにおいて日本政府観光局の観光プロモーション動画の上映を行った。また、スペイン・マドリードの国際旅行博「FITUR2023」にて協働して文化イベントを開催するとともに、鉄道開業150周年の機を捉えたJF事業のオンラインレクチャー「“EKIBEN” RAILWAY BENTO: JOURNEY TO LOCAL TASTE」にて、日本政府観光局が鉄道情報や水際対策等を含む最新の日本旅行情報等一部の情報を発信した。さらに、今後の更なる連携促進について、組織間での意見交換を行った。

さらに、2022年度（令和4年度）は、オンラインによる講演に加え、「日本ブランド」を体現する専門家の海外派遣を実施した。瀬戸焼、尾張七宝、金継ぎ、短編映画、日本酒の専門家による事業を計5件実施し、日本の多様な魅力を発信することで親日層の拡大と将来的な訪日客誘致につなげるイベントとした。

e) テレビ国際放送の実施

「放送法（昭和25年法律第132号）」に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請し、NHKにおいてテレビ国際放送と一体として放送を実施することにより、2023年（令和5年）1月時点で約160の国・地域で約4.2億世帯が視聴可能となった。また、NHKにおいて、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。

f) コンテンツ等の海外展開の促進を通じたプロモーション

関係省庁・機関が連携し、地域の放送事業者や地方公共団体等に向けたコンテンツ海外展開セミナーを2023年（令和5年）2月から3月にかけてオンラインで配信を行った。また、総務省では、放送事業者等と地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の関係者が連携し、日本各地の魅力を伝えるコンテンツを制作して海外で発信する取組を支援しており、2022年度（令和4年度）は、欧州・アジア等の10か国・地域における計56件の事業を支援対象として採択した。

さらに、国際交流基金(JF)を通じて、商業ベースでは日本のコンテンツの視聴が限定的な国・地域

²⁰ 飯倉公館が工事期間中であったため都内の八芳園で開催。

を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施し、2022年度（令和4年度）中に、93か国・地域において地方放送局が制作した番組を含む714番組を放送した。

g) 日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化

公益社団法人日本観光振興協会では、国内観光情報ウェブサイト「全国観るなび」の掲載情報について、訪日外国人旅行者向けに魅力のある季節情報や行事・祭事情報をはじめとした、精度・鮮度の高い観光情報の提供体制を強化し、手動翻訳による正確な英語で発信した。また、将来的にはAI翻訳の導入等により多言語での情報提供体制が整うよう、関連企業と実証を進めた。

h) 海外における日本語事業（国際交流基金事業）

国際交流基金（JF）を通じて、新型コロナウイルス感染症で需要が高まった日本語教育・学習ツールとして、eラーニングやウェブ教材を充実させ、日本語教師・学習者の利用促進、海外における日本語教育の普及・拡大を図った。また、従来からJFを通じて実施してきた日本語専門家による支援、日本語教師研修等の取組を継続し、対面事業や訪日研修を再開して、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。

i) 日本の庭園文化の情報発信

修復支援の一環としてハワイ州ヒロ市の日本庭園等の修復の実施や、2022年（令和4年）6月の欧州日本庭園協会の設立に合わせた情報発信により、日本の造園文化の魅力を発信した。

j) 2027年国際園芸博覧会事業

アルメーレ国際園芸博覧会において、日本国政府出展の実施にあわせて、我が国の花きや、いけばな、盆栽、日本庭園等の伝統的な文化・技術を情報発信するとともに、2027年国際園芸博覧会に向けたPR活動を実施した。

k) 風評被害を最小限に抑える情報発信の実施

訪日外国人旅行者に対する安心安全に係る情報発信の一環として、日本政府観光局のウェブサイト及びSNSを活用し、災害情報や主要交通機関における障害情報、新型コロナウイルス感染症に関連する水際対策の緩和に関する情報を多言語でタイムリーに発信した。

l) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

UNWTO（国連世界観光機関）駐日事務所と連携し、2022年（令和4年）12月にガストロノミーツーリズムに関する国際シンポジウム、2023年（令和5年）2月に地球環境に配慮した観光（グリーンな観光）に関する国際シンポジウムを開催し、持続可能な観光の実現に関して国内外の取組事例を共有した。

m) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

2022年（令和4年）11月にはベトナムで第9回日越観光協力委員会を、同年12月には韓国で第36回日韓観光振興協議会をそれぞれ実施した。また、同年9月のツーリズムEXPOジャパン2022開催期間中に、観光庁とスペイン産業・商業・観光省との間で、観光分野における協力文書に署名した。

n) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

民族共生象徴空間（ウポポイ）では、2022年度（令和4年度）に約37万人が来場し、また、同年11月3日（文化の日）に新たな取組として「無料開放DAY」を実施し、アイヌの歌や舞踊を取り入れたアーティストによる特別公演等を行い、1日当たりの来場者数としては最多となる6,490人が来場した。また、国立アイヌ民族博物館における国指定文化財等の貴重なアイヌ資料を展示した特別展等を4回実施した。

さらに、誘客促進に向けた広報活動として、SNSや旅行雑誌等多様な媒体を活用した情報発信を行い、同年7月には、ウポポイとアイヌ文化に関する政府広報番組を放送した。

o) 外国メディア招へいや在京外国メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

2022年度（令和4年度）は、各国で発信力を有する外国メディア関係者を15名日本に招へいし、オ

ンライン取材を7件実施した。また、在京外国メディア関係者向けプレスツアー6件を実施し、その中で日本の魅力を伝えるべく取材機会を提供することによって、海外からの誘客につなげた。

(13) デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの、輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症によって変化する海外需要を取り込んでいくための、越境 EC²¹に適したブランディング、プロモーション等の取組について、171件の事業を採択し、支援した。

(14) 日本文化の魅力の旅前・旅後におけるオンラインでの発信

日本政府観光局と連携し、日本文化の魅力を旅前・旅後にオンライン発信することで、上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートを促進した。

(15) 「日本博」の推進

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節4(3)

(16) 海外への情報発信強化

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節2(1)b)

(17) SAVOR JAPAN ブランドの魅力発信

【再掲】第Ⅱ部第2章第2節5(4)

(18) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節4

(19) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

日本政府観光局のウェブサイトにおいて、学校交流事例を紹介するなど訪日教育旅行を実現するための情報を発信した。また、教育関係者向けの協議会において、同ウェブサイトを紹介し、各自治体の観光部局と教育部局の間の連携強化を図った。

b) 相談窓口によるマッチング支援

日本政府観光局に設置されている訪日教育旅行に関する相談窓口において、海外からの問合せに対応するとともに、訪日教育受入申請があった際にはニーズに合った地域を紹介した。

c) 訪日教育旅行の活性化

2022年(令和4年)10月に開催した国際理解教育担当指導主事等連絡協議会において、訪日教育旅行の教育的意義に関する理解を促進するため、訪日教育旅行の受入促進に係る日本政府観光局の取組について周知を行った。

(20) 観光列車の情報発信強化

全国の観光列車が持つ魅力を紹介する日本政府観光局ポータルサイトについて、多言語化を図る等、掲載内容の更なる充実を図った。

(21) 観光の中核を担う人材育成の強化

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節1(4)b)

²¹ インターネットを活用して日本国内から海外に向けて商品を販売する EC (電子商取引) のこと。

第4節 観光インフラの整備

1 MICE・IR

(1) MICE 誘致の促進

a) MICE 誘致促進等

我が国の国際会議等の MICE 誘致開催件数の更なる底上げを図るため、MICE の誘致には積極的だがノウハウが不足している地方都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施した。その中で、サステナビリティ等 MICE の最新のトレンドへの取組や国際会議のハイブリッド開催に関するノウハウ等を提供した。

また、日本政府観光局とともに、MICE 誘致環境の変化も踏まえた新たな MICE マーケティング戦略を策定し、各主体のニーズやポストコロナ時代のトレンドを踏まえた今後の MICE 誘致への取組の方向性を提示した。

b) ハイブリッド国際会議の開催促進

会場等における感染症対策を徹底しつつ、実地及びオンライン参加者双方の満足度を高めるとともに、オンライン参加者の訪日意欲向上に資するハイブリッド開催の国際会議について、30 件の実証案件を採択し、安心・安全な国際会議の開催を促すとともに更なる誘致競争力の向上を図った。

c) インセンティブ旅行支援

日本政府観光局において、新型コロナウイルス感染症の影響により変容した企業ニーズに対応可能な M&I 旅行（ミーティング及びインセンティブ旅行）コンテンツを国内各地域から収集し、選定した。選定した情報は多言語化し、海外事務所からニュースリリース等で BtoB 向けに情報発信した。

また、収集した情報を活用し、2023 年（令和 5 年）3 月までに、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、台湾、韓国及びインドにおいて現地旅行会社等の有力パイヤーを集めたインセンティブオンライン商談会を行った。

d) 関係省庁間の連携

関係省庁も参加した「安全な MICE の再開と発展に向けた関係者協議会」での議論をとりまとめ、2022 年（令和 4 年）4 月に観光庁ウェブサイトで公表した。

また、国際会議等の積極的な誘致を進める主催者に支援を行うべく、観光庁から関係省庁に対して招請レターの発出を促した。

e) レセプションでの公的施設の利用促進

国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に対し、日本政府観光局ウェブサイト等を通じて情報を発信することにより、公的施設のユニークベンチャーとしての活用の促進に努めた。

f) プレ・ポスト MICE プログラムの推進

プレ・ポスト MICE プログラム（テクニカルビジット・エクスカージョン等）について、MICE 誘致の重要性やその提案に係るノウハウを各地域へのコンサルティング等を通じて共有するとともに、エクスカージョンの重要性についても言及した「安全な MICE の再開と発展に向けた関係者協議会」での検討結果のとりまとめを公表し、各地域による参加者の滞在長期化に関する企画・提案を促進した。

g) 学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催促進

共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議及び日本政府観光局との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を促進した。

h) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

「安全な MICE の再開と発展に向けた関係者協議会」での検討結果をとりまとめ、2022 年（令和 4 年）4 月に観光庁ウェブサイトで公表し、ポストコロナを見据えた MICE の安全な再開と誘致競争力強化に向けた官民連携の更なる強化を図った。

また、日本政府観光局とともに、MICE 誘致環境の変化も踏まえた新たな MICE マーケティング戦略を策定するとともに、コンベンションビューローの機能高度化支援を引き続き行うなど、関係者との連

携を深めながら MICE の誘致活動の強化を図った。

i) MICE 総消費額の算出

ハイブリッドやオンライン等開催形態の多様化やサステナビリティといった新たな課題への対応が、MICE 総消費額及び経済波及効果に与える影響等について調査し、今後の総消費額及び経済波及効果算出方法についての方針の検討を進めた。

j) MICE 人材育成

ハイブリッド・オンラインといった MICE の開催形態の変化を踏まえ、自治体・コンベンションビューロー及び関連事業者向けに、MICE 人材のデジタルリテラシーの向上に向けた取組を行った。

k) MICE ブランドを活用した日本の認知度向上

日本政府観光局において、MICE の早期需要回復に向けて、オンライン広告やウェブサイト、SNS、その他のプロモーション活動を展開し、MICE デスティネーションとしての日本の魅力、ケーススタディー、サステナビリティの取組等の情報発信を行った。

l) MICE 関連国際団体との連携によるプロモーションの強化

日本政府観光局において、IAPCO（国際 PCO 協会）のネットワークを活用した情報発信や、MICE 誘致・開催経験者を対象とした人材育成研修に対する講師の派遣等、連携を更に強化した。また、ICCA（国際会議協会）、MPI（MICE 専門家が加盟する国際非営利団体）等、MICE 国際団体のネットワークを活用し、情報発信を行った。

m) 大学教員・研究者等の国際会議誘致活動に対する支援、潜在的な国際会議主催者に対する意義の普及・啓発

日本政府観光局において、海外事務所も活用しつつ、IAPCO 等の国際本部との情報交換や国内外の学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、活動の認知度向上、誘致件数の拡大に努めた。

国内では、MICE アンバサダーや SNS を活用した広報強化に取り組み、東北大学や名古屋大学等地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者や学協会事務局との連携を強化した。

n) MICE 関連人材の育成、コンベンションビューローに対するコンサルティングの実施

日本政府観光局において、MICE 実務人材育成に向けて、「体系的人材プログラム（初級・中級・上級）」の内容を充実させた。

また、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、国際競争力の強化に必要な助言を行った。

o) データ連携システムを活用した MICE 誘致力の強化

日本政府観光局では、データ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインの MICE 活動によって収集・蓄積した各種データの組織内共有やウェブサイトでの公開を行った。

p) MICE 施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE 施設の運営方式を検討中の 3 つの地方公共団体へ複数回専門家を派遣し、混合型コンセッション等を含むコンセッション方式導入に向け、課題等の調査を実施した。あわせて、MICE 施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームに関するスキームを検討した。

q) スポーツ MICE の招致・開催支援に向けた検討

今後国内で開催予定の国際競技大会について調査・とりまとめを行い、2022 年度（令和 4 年度）内に調査結果について公表した。

r) 戦略的輸出拡大サポート事業

日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、2022 年度（令和 4 年度）は、日本貿易振興機構（JETRO）による海外見本市への出展を 13 回、国内外の商談会を 24 回、サンプルショールームの設置等によるリアルとオンライン双方のビジネスマッチング支援を 17 か所で実施等、輸出促進に取り組む国内事業者

への総合的な支援を講じた。

s) 国際仲裁の活性化

国際商取引の紛争解決の拠点としての我が国の魅力をアピールするため、仲裁専用施設を活用した海外向けウェビナーや、国連及び世界銀行の要職者等が複数来日し登壇する国際フォーラムをハイブリッド方式で実施した。

(2) IR 区域の整備の推進

IR については、「特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）」に基づき、大阪府及び長崎県から、それぞれ、2022 年（令和 4 年）4 月 27 日に区域整備計画の認定申請がなされた。同申請以降、国土交通省に設けられた外部有識者から構成される審査委員会を 20 回開催し、審査を行った。また、IR に関する税制について、2023 年度（令和 5 年度）税制改正項目として、カジノ所得の非課税措置等の法制化を行った。

2 出入国の円滑化

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

a) CIQ 体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の整備・強化

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間 20 分以内の目標を目指すこと²²等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、以下の取組を実施した。

① バイオカートの導入

訪日外国人旅行者数の増加を見据え、小規模空港におけるバイオカートをはじめとする審査機器の運用について検討を行った。

② プレクリアランスの早期実現

台湾におけるプレクリアランス（事前確認）について、2023 年（令和 5 年）1 月 18 日から 31 日までの台湾春節を含む期間において試行的に実施した。

③ 自動化ゲートの対象拡大

航空機の乗員を自動化ゲートの利用対象とすることについて、事前登録なく自動化ゲートを利用可能とする方策について検討を行った。

④ 顔認証ゲートの効率的な活用

新型コロナウイルス感染症の影響により出入（帰）国者数が低調であったが、今後の出入（帰）国者数の回復に備え、顔認証ゲートのより円滑な運用ができるよう機能改修等について検討を行った。

⑤ 出入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた関係者との調整を引き続き行った。関西国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた検討を引き続き進めた。

b) FAST TRAVEL の推進

自動チェックイン機・自動手荷物預け機等の先端機器の導入や新たな出入国手続に対応するための環境整備により、搭乗関連手続の円滑化を図るとともに、複数航空会社間でのチェックインカウンターを共用化するシステム（CUTE システム²³）等の導入による旅客動線の合理化・高度化、旅客手続の非接触・非対面化による接触リスクを低減した旅客動線の横断的な効率化や高度化を図った。

また、福岡空港では、旅客の利便性向上に資する取組を推進するため、FAST TRAVEL 推進ワーキンググループを立ち上げ、官民連携体制の構築を図った。

さらに、関西国際空港については、運営権者において、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られ

²² 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したこと等から、2020 年（令和 2 年）4 月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

²³ Common use terminal equipment の略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システム。

ており、2022年（令和4年）10月には新国内線エリアがオープンするなど、国際線キャパシティを向上させるため第1ターミナルにおける国際線及び国内線エリアの配置の見直しによる施設配置の再編や旅客体験の向上のための商業エリアの充実等を含む第1ターミナル改修等の同空港の機能強化を促進した。

c) ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、日本国内で予定されている国際的なイベントや訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器の導入推進を図った。

また、2020年（令和2年）6月から開催している有識者会議において、保安検査等の実施主体や費用負担の在り方について、諸外国の状況調査を踏まえた比較を行いつつ検討を進めた。

d) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続の実施

2022年度（令和4年度）において、検疫所職員の131名増員、地方も含めた空港及び港における検査機器等の物的体制の整備を行い、検疫体制の強化を図った。

税関における水際取締強化と迅速な通関の両立を図るため、税関職員68人を増員するとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の配備を実施した。

また、出入国審査業務の充実強化として、2022年度（令和4年度）において入国審査官55人を増員した。

さらに、空港施設の供用開始に伴い、成田国際空港第3ターミナル増築部分及び熊本空港新国際線ターミナルにおいて、審査端末機器の増配備を行った。

加えて、動物検疫所及び植物防疫所においては、水際検疫体制の強化として、2022年度（令和4年度）において家畜防疫官21名及び植物防疫官11人を増員するとともに、140頭体制とした動植物検疫探知犬を活用し、的確な携帯品検査等を実施した。

e) CIQ手続のデジタル化

Visit Japan Webについて、更なる利便性の向上を図る観点から、検疫機能を統合するとともに（2022年（令和4年）11月）、旅券のOCR読み取りやJAPAN eVISAとの連携に係る機能も拡充した（2023年（令和5年）3月）。

f) 先進的で世界最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

新型コロナウイルス感染症の影響により入国者数が低調であったが、出入（帰）国者数の回復に備え、バイオメトリクス読取装置の円滑な運用ができるよう、今後の整備・運用について検討を行った。

g) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締の両立の実現

水際対策緩和により急増した海外からの旅客に対応するため、税関検査場電子申告ゲートを東京国際空港（羽田空港）等7空港で積極的に運用するとともに、さらなる旅客の利便性向上のため、デジタル庁等と連携し、税関検査場電子申告ゲートの利用拡大に努めた。

h) ファーストレーンの整備促進

重要ビジネス旅客や国際会議参加者、国際会議主催者等へのファーストレーンの利用促進の実施については、旅行者の回復状況に鑑みて、2023年度（令和5年度）以降に見送った。

i) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

税関において、乗客予約記録（PNR²⁴）を24時間体制で分析・活用し、旅客の効率的かつ効果的な検査を実施した。また、従前より取り組んでいる全ての航空会社からの電子的なPNR取得の推進、国内関係機関との連携の推進、外国税関当局等とのPNRの分析手法に関する意見交換、AIの積極的活用等による情報収集・分析の強化を継続して行った。

出入国在留管理庁では、ニュージーランド当局と情報共有に関する協力覚書に合意するなど国内外の関係機関との情報連携を推進し、収集した情報を活用することにより、新型コロナウイルス感染症に関

²⁴ Passenger Name Record の略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

する水際対策の緩和により増加する入国者に対し、円滑かつ厳格な入国審査を実施した。

j) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

出発空港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行う相互事前旅客情報システムの構築を開始した。また、将来的なスクリーニング制度の充実に向けて他国の事例収集を実施した。

k) 上陸審査等の合理化（EDカード及び在留資格認定証明書の電子化）

2022年度（令和4年度）に在留資格認定証明書の電子化を実現するとともに、小規模出入国拠点においても国際線の復便に合わせてEDカード（外国人入国記録）の電子化を行った。

(2) 地方の農林水産物・食品の輸出支援

動植物検疫制度に関する、多言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、タイ語、ロシア語、ベトナム語、韓国語等）でのリーフレット等を空港の輸出検疫カウンター等で配布、ウェブサイトへ掲載した。

また、成田国際空港等の輸出検疫カウンターにおいて、農畜産物の輸出検査を実施した。

(3) プライベートジェットの受入環境の改善

首都圏空港におけるビジネスジェットの発着枠拡大に向けた検討を進めた。また、地方空港においては、富山空港にビジネスジェット専用動線を整備し、ビジネスジェットの利用環境の改善を進めた。

3 空港

(1) 首都圏空港の容量拡大

訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指した取組を進めた。東京国際空港（羽田空港）においては、2020年（令和2年）3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供を実施した。成田国際空港においては、年間発着容量50万回の拡大に向けた既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の更なる機能強化事業について、地域との共生・共栄の考え方の下、準備工事等の取組を進めた。

(2) 地域の拠点空港等の機能強化

福岡空港において、滑走路処理能力の向上を図るため、滑走路・誘導路等整備を実施し、2024年度（令和6年度）の供用予定に向けて滑走路増設事業を実施した。また、空港の利便性向上を図るため、那覇空港において国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港において誘導路複線化等を引き続き実施した。

(3) 空港アクセスの利便性向上

東京国際空港（羽田空港）において、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行った。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備事業として、京急空港線引上線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備の着工に必要な歩行者通路の切回し工事に着手したほか、JR東日本羽田空港アクセス線についても準備工事に着手した。

さらに、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、更なる機能強化に伴う空港利用者の増加等に対応するため、空港アクセスの強化等の検討を行った。

加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸することで混雑解消等を図るため、引き続き実施した。

(4) 空港コンセッションの推進

地方公共団体や地元経済団体を対象とした講演会等において空港コンセッションについて説明を行い、地方空港のコンセッションの推進に向けた機運醸成に努めた。

(5) 地方空港国際線の就航促進

国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、

着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援、CIQ 施設の整備の支援等を実施し、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進した。

また、今後の訪日外国人旅行者の本格的な受入再開を見据え、空港における感染リスクを最小化しつつ、航空需要に対応するため受入環境整備を推進した。

(6) プライベートジェットの受入環境の改善

【再掲】第Ⅱ部第2章第4節2(3)

(7) 操縦士・整備士の養成・確保

効率的な操縦士養成手法の導入に向けた調査及び航空大学校における操縦士の養成を着実に進めた。

また、新たな在留資格(特定技能)による航空機整備の外国人材の受入に向けて2022年(令和4年)9月に試験を実施するなど取組を進めた。

さらに、整備士裾野拡大の取組として女性航空教室及び全国の工業高校に対する航空整備分野の講座を15講座開催した。

(8) CIQ 体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続の実施

【再掲】第Ⅱ部第2章第4節2(1)d)

(9) 空港地上支援業務の省力化・自動化・人材確保等

自動運転レベル4相当(特定条件下における完全自動運転)の導入に向けた実証実験を実施し、課題の抽出及び必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を行い、特に共通インフラについて対応策の具体化を進めた。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を促進した。

2020年(令和2年)1月に策定した「グランドハンドリング アクションプラン」に基づき、外国人材の受入を含む人材の確保等の取組を引き続き実施した。また、2022年度(令和4年度)は、外国人材の活用を希望する企業からの要望に対応するため、特定技能試験実施機関は、国内で5回・海外で1回の試験を実施し、約700名の受験があった。

加えて、新規に国土交通省内ウェブサイトにおいてグランドハンドリングに関する各地の取組等各種情報を公表した。

2022年(令和4年)10月からの入国者上限撤廃等の水際対策の更なる緩和に対し、航空・空港人材確保に向けた緊急対策として、令和4年度補正事業「地方空港等受入環境整備事業費補助金」において、新たにグランドハンドリング等の人材確保に資する事業の補助を実施した。

(10) 地方への新規就航に合わせた共同プロモーション

日本政府観光局において、アジアのLCCが多く参加する航空商談会「Routes Asia」や欧米豪の航空会社が多く参加する航空商談会「Routes World」への出展を行った。また、新規就航及び復便に伴い、ウェブサイト等を活用した広告事業をはじめとするプロモーション等を実施した。

(11) 中部国際空港第1旅客ターミナルリノベーション事業

旅客需要の回復を見据えて、中部国際空港の第1旅客ターミナルにおいて、一部商業店舗の設計、改修等を実施するとともに、FAST TRAVEL 関係の推進を行った。

(12) コンセッション方式等の活用の推進

2022年(令和4年)6月にスタジアム・アリーナ、空港等を重点分野とする「PPP²⁵/PFI²⁶ 推進アクションプラン」を大幅に改定し、新たな目標を設定した。

(13) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2023年(令和5年)4月から開始する東京航空交通管制部の一部の管轄区域を上下分離し、高高度を福岡管制部へ、低高度を神戸管制部へ移行するために必要な管制機器、システム整備等を行った。

²⁵ Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

²⁶ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(14) 訪日外国人旅行者数目標達成に向けた航空・空港支援

航空ネットワークの維持・確保、需要回復後の成長投資を下支えする観点から、航空会社や空港会社等に対して、令和4年度予算において700億円規模の空港使用料・航空機燃料税の減免や、無利子貸付等の支援を講じた。

(15) 国内外ハブ空港におけるプロモーション

成田国際空港において、デジタルサイネージを活用し国内の観光地を紹介する動画の放映を行った。

4 ビザの戦略的緩和

2022年(令和4年)10月11日の水際措置の更なる緩和も踏まえ、同年11月から、アラブ首長国連邦に対し、事前登録を必要としないビザ免除措置を導入するなどのビザ緩和を実施した。

また、カタールに対する事前登録制のビザ免除措置の早期導入を2023年(令和5年)4月2日から開始することについて、同国政府と合意した。

さらに、在外公館におけるビザ発給業務を円滑に行うためのビザ審査に係る体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。

ビザ緩和実施国においては、国内外の感染状況を踏まえつつ、訪日旅行の再開に向けた日本政府観光局のウェブサイトやSNSを活用した情報発信等のオンラインと、一般消費者向け旅行イベントへの出展や旅行業界関係者向け訪日観光セミナーの開催等のオフライン事業を組み合わせた積極的なプロモーションを展開した。

第5節 更なる観光振興を図るための主要施策

1 観光需要の喚起・創出

(1) 観光需要喚起策の実施

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた我が国の観光関係産業を支えるため、「全国旅行支援」等の実施により、観光需要の喚起を図った。

また、観光関連事業者と連携して、「全国旅行支援」の開始に合わせて「平日にもう1泊」キャンペーンを実施し、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進に取り組んだ。

(2) 感染拡大防止に向けた取組

宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者による業種別の感染拡大予防ガイドライン徹底を要請するとともに、「新しい旅のエチケット」について、観光・交通事業者等と連携して、周知の徹底を図った。

(3) ワークेशन・ブレイジャーの促進

ワークेशन等について、旅行機会の創出や旅行需要の平準化のみならず、働き方改革や企業の経営課題への対応、地方創生等にも資することを踏まえ、その普及促進を図るべく、送り手である企業と受け手である地域の参画によるモデル実証や経営者層を対象とした体験会を山梨県及び和歌山県で開催するなど、情報発信等を行った。

また、テレワークとワークेशनについて、好事例の収集・横展開、推進企業や地域のネットワーク化、各主体の取組の見える化等を進めるため、2023年(令和5年)2月に、テレワークやワークेशनの推進に賛同する企業、地域、関連団体、関連府省庁が参加する官民推進協議会を立ち上げた。

(4) 第2のふるさとづくりプロジェクト

近年の働き方や住まいのニーズの多様化等を踏まえ、地域との関係を深化させることで、継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」(何度も通う旅、帰る旅)の普及・定着のため、2022年度(令和4年度)に、地域との関わりの創出、宿泊施設等での柔軟な滞在環境づくり、移動の足の確保等の地域づくりに必要な取組について検証を行うためのモデル実証を19地域で実施した。また、機運醸成のための情報発信や地域づくりに取り組む関係者の情報交換の場として「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を2022年(令和4年)12月に立ち上げた。

(5) 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成

「将来にわたって国内外からの旅行者を惹きつける、地域・日本の新たなレガシー形成事業」では、14件の事業について、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査やプラン作成を実施した。

2 持続可能な観光の推進

(1) 持続可能な観光地域づくり

持続可能な観光地域づくりを推進するため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を活用しながら、地域における持続可能な観光地マネジメントの導入を支援するとともに、その取組を横展開するため、地域同士の連携促進を図った。

(2) 安全・安心な旅行環境の整備

訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（インバウンド安全・安心対策推進事業）により、感染症対策機器の導入、避難所機能の強化、災害時・急病時の多言語対応の強化等に関する取組を支援した。

(3) ICT・AI を活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者が連携し、ICT・AI 等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を推進・支援した。

(4) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場予約専用化等の実施に向けて渋滞対策を推進した。

(5) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅱ部第2章第3節（12）1）

(6) 旅客船の総合的な安全・安心対策

2022年（令和4年）4月に北海道知床で発生した旅客船事故を受け、旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、有識者からなる「知床遊覧船事故対策検討委員会」を設置し、検討を行った。事故防止対策に万全を期すべく、同年12月22日に「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられ、これを公表した。

利用者の信頼を取り戻し、安心して旅客船を利用できるよう、実施可能なものから順次速やかに実施し、安全対策に必要な法律改正事項を盛り込んだ「海上運送法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。また、利用者への安全情報の提供については、同年8月には安全関連法令違反に対する行政指導を国による公表対象に追加するとともに、行政処分等の公表期間を2年から5年に延長した。

3 若者をはじめとした海外旅行促進

(1) アウトバウンドの段階的復活、安全安心な教育旅行環境の整備

アウトバウンドを促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により回復が遅れている海外教育旅行について、広く有識者や関係団体と連携し、ポストコロナにおける海外教育旅行の実施形態等を調査した。また、感染防止対策を含む安心・安全な旅行の実施に向けたシンポジウム（2023年（令和5年）2月）を実施した。

(2) 教育旅行を通じた若者の国際交流の促進

海外教育旅行を促進するため、広く有識者や関係団体と連携しながら、ポストコロナにおける実施形態等について調査を行うとともに、2023年（令和5年）2月にシンポジウムを開催し、普及・啓発活動を行った。また、2021年度（令和3年度）事業で構築したウェブサイト「海外教育旅行のすすめ」に事例集を掲載して情報の充実を図った。

(3) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅱ部第2章第3節（12）m）

(4) 旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保

旅行安全情報共有プラットフォームについて、引き続き、観光庁は外務省の「たびレジ」と連携して

現地の安全情報の配信を行ったほか、旅行会社へ参加を働きかけるため、同プラットフォームの知名度向上、利用促進のため広報周知を行った。

(5) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝え、若者の旅行を促進するとともに、インバウンド対応や観光資源の魅力自ら発信することができる観光人材の育成を図るため、2022年度(令和4年度)は16校で「若旅★授業」を実施した。

4 休暇改革

(1) 年次有給休暇の取得推進

2019年(平成31年)4月に改正法が施行された「労働基準法(昭和22年法律第49号)」に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられたこと等について、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センター等で開催する説明会やウェブサイト等を活用した周知及び履行確保を図った。10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告(705か所)、新聞広告、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

(2) 「キッズウィーク」の推進

新型コロナウイルス感染症の影響に留意のうえキッズウィークの推進に向けた取組を順次再開し、キッズウィークを実施した地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した(2022年度(令和4年度)1回、累計8回)。また、キッズウィーク取組事例(2022年度(令和4年度)2事例、累計10事例)をポータルサイトに掲載し、水平展開を図った。

国家公務員については、「令和4年度における人事管理運営方針」(2022年(令和4年)3月内閣総理大臣決定)において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、2022年度(令和4年度)は同方針に基づき、各府省において年次休暇等の取得を促進した。

5 国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税収(旅客税財源)については、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」(基本方針等)において、使途を3つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。

2022年度(令和4年度)の旅客税財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。

2023年度(令和5年度)の旅客税財源については、観光戦略実行推進会議における民間有識者の意見を踏まえつつ、基本方針等に基づき、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。

6 東日本大震災からの復興

(1) 福島における観光復興

福島県における観光復興を促進するため、ホープツーリズム²⁷による誘客の取組として、教育旅行関係者を対象に「東日本大震災・原子力災害伝承館」や「震災遺構浪江町立請戸小学校」等を訪問するモニターツアーの実施(参加者数約130名)を支援した。また、個人旅行客を対象にサイクリングとホープツーリズムの観光素材を組み合わせた新たな取組として、サイクルコースの設計、ホープツーリズム及びサイクリングに関する知識を兼ね備えたサイクルガイドの養成を支援した。

さらに、海外向けのプロモーションとして、インスタグラムにより台湾の旅行者向けに第一只見川橋梁や福島県双葉郡浪江町のラッキー公園等の写真映えする観光コンテンツの情報発信、台湾におけるイベントや旅行博への出展を支援した。

²⁷ 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

(2) ブルーツーリズムの推進

ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム²⁸の推進のため、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部における 14 の自治体等の取組に対して支援した。

具体的には、波の浸食により減少した砂浜の整備による利用スペースの拡張、牡蠣の養殖が見学可能な観光いかだの制作や旅館の女将が教える海鮮料理教室等のコンテンツ造成、海外の旅行博への出展によるプロモーション等に取り組んだ。

(3) グリーン復興プロジェクトの推進

「グリーン復興プロジェクト」の1つである「みちのく潮風トレイル」について、名取トレイルセンターを活用した情報発信や沿線住民への普及啓発イベントを引き続き実施した。また、沿線事業者や関係する地方公共団体等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図った。

(4) 福島浜通りの産業復興に向けた消費喚起のための交流人口拡大施策

2022年（令和4年）5月に国及び福島県でとりまとめた交流人口拡大アクションプランに基づき同年9月から、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」等テーマごとのワーキンググループを開催し、市町村間の連携による取組の具体化を進めた。また、誘客コンテンツ開発事業では事業者支援を6件、来訪者向けポイント還元キャンペーンを年4回開催し、交流人口拡大と消費喚起を後押しした。

7 観光統計

(1) 地域単位の統計の充実

地域への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映できるよう、宿泊旅行統計調査について、精度を確保しつつ、都道府県より詳細な地域単位での公表を行った。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

【再掲】第Ⅱ部第2章第1節2（1）e）

²⁸ 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。